

平成23年第2回能登町議会定例会 会期日程表

平成23年6月

会 期	日	曜	開 議 時 刻	摘 要
第 1 日	9	木	午前 10 時 00 分	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 議案上程 提案理由の説明 質疑・委員会付託 請願上程 陳情上程 趣旨説明・委員会付託
第 2 日	10	金		休会(常任委員会)
第 3 日	11	土		休会
第 4 日	12	日		休会
第 5 日	13	月	午前 10 時 00 分	一般質問
第 6 日	14	火	午前 10 時 00 分	一般質問
第 7 日	15	水	午前 10 時 00 分	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

開会（午前10時00分）

開会・開議

議長（久田良平）

ただいまから、平成23年第2回能登町議会定例会を開会します。
ただいまの出席議員数は、18人で、定足数に達しておりますので、これより、
本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。
あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

会議録署名議員の指名

議長（久田良平）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、11番 志幸松栄君、
13番 山岸昭夫君を指名いたします。

会期の決定

議長（久田良平）

日程第2「会期の決定」の件を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月15日までの7日間にした
いと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（久田良平）

異議なしと認めます。よって、会期は、本日から6月15日までの7日間に
決定いたしました。

諸般の報告

議長（久田良平）

日程第3「諸般の報告」を行います。
去る4月12日、金沢市で開催されました石川県町村議会議長会定期総会に

において、志幸松栄議員が11年以上在職議員として石川県町村議会議長会表彰を受賞されましたので、ご報告申し上げます。誠にありがとうございました。

地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員の出席を求めたところ、説明員として本日の会議に出席している者の職・氏名は、別紙の説明員名簿として、お手元に配布しましたので、ご了承願います。

本定例会に、町長より別冊配布のとおり、報告12件、議案5件が提出されております。次に、町長から地方自治法施行令第146条第2項の規定により「平成22年度能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について」、「平成22年度能登町有線放送特別会計繰越明許費繰越計算書について」、「平成22年度能登町観光施設特別会計繰越明許費繰越計算書について」の報告があり、報告第11号、報告第12号、報告第13号として、お手元に配布いたしましたのでご了承願います。

また、地方自治法第243条の3第2項の規定による、「財団法人能登町ふれあい公社」、「財団法人能登町スポーツ振興事業団」、「有限会社のとクリーンサービス」の経営状況についての報告書の提出があり、お手元に配布いたしましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から平成23年2月分、3月分、4月分例月出納検査の結果についての報告があり、その写しもお手元に配布いたしましたので、ご了承願います。これで、諸般の報告を終わります。

休 憩

議長（久田良平）

ここでしばらく休憩いたします。 (午前10時03分)

再 開

議長（久田良平）

休憩前に引き続き会議を開きます。 (午前10時35分)

議案第5号から議案第47号

議長（久田良平）

日程第4 報告第1号「平成22年度一般会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて」から、日程第20 議案第52号「能登町監査委員の選任について」までの17件を一括議題といたします。

町長から、提案理由の説明を求めます。町長 持木一茂君。

提案理由の説明

町長（持木一茂）

本日ここに、平成23年第2回能登町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かと御多用の折にもかかわらず、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日ご提案いたしております、各議案の提案理由をご説明する前に、一言ごあいさつを申し上げます。

はじめに、去る3月11日に発生した東日本大震災で尊い命を落とされた方々とそのご遺族に対して、改めて深く哀悼の意を表しますとともに、今なお10万人以上もの方々が不自由な避難生活を強いられていますことに、心からお見舞いを申し上げます。

菅直人首相は、今回の災害は「戦後最大の危機」とし「ただ単に元へ戻す復旧ではなく、新しい地域と日本の再生となる復興を目指したい」と宣言しましたが、地震と津波に加えて原子力災害、さらにはそこから波及する電力不足と風評被害が重なり、日本全体が、未曾有の危機に直面している状況が、被災から約3カ月の時間が経過しても、今なお続いております。

このような状況の中で、北陸をはじめ全国の自治体が被災地へ職員の派遣を行っており、本町からも能登消防署、公立宇出津総合病院及び役場から、被災地への人的支援として様々な職種の職員を派遣しておりますが、現地で活動してきた職員の経験を共有することにより、今後の災害に強い町づくりに役立つものと考えております。また、義援金につきましては、皆様からのあたたかいご協力を頂きまして、5月31日現在で、総額1096万3585円もの義援金が寄せられました。お寄せいただきました義援金につきましては、委員5名で構成される東日本大震災義援金配分委員会を設置し、去る5月31日に義援金の配分協議をした結果、千葉県流山市の友好都市である福島県相馬市へ300万円、岩手県へ100万円、宮城県及び福島県へそれぞれ300万円とし総額1000万円を配分することに決定しましたことを、ご報告するとともに、義援金をお寄せいただきました、個人、団体の皆様に、心からお礼を申し上げます。町としましては、引き続き義援金の受付を行ってまいりますのでご協力をよろしくお願いいたします。

政府は去る4月27日、東日本大震災に伴う夏場の電力不足が懸念されることを受け、節電に取り組む姿勢を打ち出すため、毎年6月から実施している夏の軽装「クールビズ」を1カ月前倒しし、5月1日から開始することを決め、

自治体にも参加を呼び掛けました。また、5月25日には、7月に発動する電力使用制限令を正式決定しております。

能登町においては、北陸電力が4月の決算会見で「不測の事態によっては顧客に節電をお願いすることもあり得る」としたことを受け、夏の電力不足が懸念されるなかで、エコスタイルをアピールし、職員が節電に取り組む姿勢を見せることが、住民への啓発につながるものと考え、去る5月9日より「クールビズ」を開始しています。

また、町の地域防災計画については、48.2kmもの海岸線を有している本町にとりまして、地震による津波の被害は、「想定外」で片付けられる問題ではありません。そうしたことも踏まえ、本町の地域防災計画についても、早急に見直す方針ではありますが、今後、東日本大震災の被害を踏まえた国の安全基準の見直しと防災基本計画の修正が予想されるため、国及び県の見直しに合わせて、町の防災・危機管理体制を強化し、町民が安心して暮らせる安全な地域づくりを進める所存ですので議員各位におかれましても、なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、去る5月20日に公表されました全国広報コンクールにおいて、「広報のと」が町村部において第3位にあたる2席を受賞しましたことを報告させていただきます。

それでは、本日もご提案いたしました報告12件及び議案5件につきまして、逐次ご説明いたします。

はじめに、報告第1号から報告第10号までは、平成22年度の能登町一般会計、特別会計及び企業会計において、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、補正予算の専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

今回の補正予算は、事業費の確定によるものが主なものでありますが、特に、特別交付税の追加や、事業費及び地方債の確定による財源調整を行い、それにとともう一般財源の余剰部分を積み立てるため、財政調整基金積立金を追加しております。その財源として、歳入では、特別交付税を追加したほか、事業費の確定による、国県支出金や地方債等の調整を行いました。そのほか、本年2月の臨時議会で議決をいただきました、「地域活性化・きめ細かな交付金事業」が、全体事業費で2億4503万3000円に確定したので、その調整を行い、併せて繰越明許費を変更する補正を行いました。その他、繰越明許費では、「介護基盤緊急整備事業」である認知症デイサービスセンター施設整備補助金の繰越明許費を追加いたしましたので宜しく願いいたします。

報告第1号「平成22年度能登町一般会計補正予算（第8号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9581万7000円を追加し、予算の総額

を154億3489万円とするものです。

歳出の主な内容は、第2款「総務費」で、1億5647万6000円の追加であります。第1項「総務管理費」の「一般管理費」では石川縣市町村職員退職手当組合への特別給付負担金の確定による追加を行ったほか「基金管理費」では、財政調整基金への積立金を追加するものであります。その要因は、事業費の確定による財源調整や、特別交付税の確定追加による一般財源の余剰分を積立金として追加したものであります。その他、「文書広報費」、「企画費」、「地域安全推進費」、「交通対策費」、及び「諸費」では、事業費の確定による減額を行い、「地域活性化・きめ細かな交付金事業費」では、事業費の確定による組替えや財源の調整を行いました。第4項「選挙費」では、「参議院議員通常選挙費」、「能登町議会議員選挙費」及び「石川県議会議員選挙費」の事務費の確定による減額であります。

第3款「民生費」では、2590万円の減額を行いました。第1項「社会福祉費」において、老人保健特別会計繰出金、国民健康保険特別会計繰出金及び後期高齢者医療特別会計繰出金を減額し、後期高齢者医療費では、事業費の確定により事務費及び広域連合への負担金を減額しております。「地域活性化・きめ細かな交付金事業費」では、事業費の確定による財源の調整を行いました。第2項「児童福祉費」の「児童福祉総務費」では、国庫支出金の確定による財源調整を行い、「児童福祉施設費」では、私立保育園特別保育事業の確定による減額を行いました。

第4款「衛生費」では、1431万3000円の減額であります。第1項「保健衛生費」において、「保健衛生総務費」の追加は、職員人件費であります。第2項「清掃費」との組み替え調整を行い、「予防費」では新型インフルエンザワクチン接種及び子宮頸がんワクチン接種助成事業費の確定による減額をはじめ、浄化槽整備推進事業特別会計繰出金や病院事業会計補助金を減額しております。また、「地域活性化・きめ細かな交付金事業費」では、事業費の確定による減額と財源の調整を行いました。第2項「清掃費」においては、事務費の確定により、ゴミ袋販売業務及び生ごみ処理機購入補助金の減額を行ったほか、「塵芥処理費」では地方債の確定による財源調整を行いました。第3項「水道費」においては、水道事業会計への瑞穂背後地域無水源整備出資金及び老朽管更新事業出資金の確定による組替調整を行ったほか、簡易水道特別会計への繰出金を減額いたしました。

第6款「農林水産業費」では、375万1000円の減額を行いました。第1項「農業費」の「農業振興費」で、水田対策指導事業及び農業経営基盤強化資金利子助成の確定による減額や財源調整を行い、「農地費」では、土地改良事業及び県営ふるさと農道整備事業の確定による減額と地方債の確定による財源

調整を行いました。また、「地域活性化・きめ細かな交付金事業費」についても、事業費の確定による財源調整を行いました。第2項「林業費」においては、能登地域産材利用促進事業及び林道整備事業の確定による減額と地方債の財源調整を行い、第3項「水産業費」においては、漁港建設費で、事業費の確定による減額と地方債の確定による財源調整を行いました。

第7款「商工費」では、34万7000円の追加であります。人件費の組み替えとラプロ恋路施設防災対策事業費の確定による支弁事務費を追加調整したものであります。また、「地域活性化・きめ細かな交付金事業費」においても事業費の確定による財源調整を行いました。

第8款「土木費」では948万3000円の減額を行いました。第1項「土木管理費」においては、事業費支弁人件費に組替え減額し、「地域活性化・きめ細かな交付金事業費」では、事業費の確定による財源の調整を行いました。第2項「道路橋りょう費」においては、「道路橋りょう維持費」で、地方債の確定による財源調整を行い、「道路橋りょう新設改良費」では、事業費の確定による減額や財源調整を行い、併せて事業費支弁人件費の組替えによる追加を行いました。第3項「河川費」においては、「河川総務費」で急傾斜地崩壊対策事業の確定による減額と財源調整であります。第4項「港湾費」においても、県営港湾改修負担金の確定による減額と財源調整であります。第5項「都市計画費」において、県営新町通り線街路整備事業費では、地方債確定による財源調整を行い、まちづくり交付金事業費では事務費の減額と財源調整を行いました。また、公共下水道事業特別会計繰出金の減額を行いました。いずれも事業費の確定によるもので宜しくお願いいたします。第6項「住宅費」において、「住宅総務費」で事務費の確定による減額や「住宅建設費」では、九十九団地改修事業費の確定による減額のほか、財源の調整を行いました。

第9款「消防費」では、「常備消防費」、「消防施設費」、「地域活性化・きめ細かな交付金事業費」において、いずれも事業費の確定による地方債等の財源調整を行ったものであります。

第10款「教育費」では、567万9000円の減額であります。第1項「教育総務費」において、「事務局費」及び「学校建設費」では、事業費の確定による減額を行い、「地域活性化・きめ細かな交付金事業費」及び「地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金事業費」では、事業費の確定による組替えを行い、減額と財源の調整を行いました。第3項「中学校費」においては、「教育振興費」で寄附金を受け、備品購入費を追加したほか、事務費の減額を行いました。

「学校建設費」では、能都中学校改築事業費の確定により組替えし、減額を行い、併せて地方債の確定による財源調整を行いました。第4項「社会教育費」の「図書館費」では、図書館一般管理費の確定による組替えと追加を行いま

したので宜しく願いいたします。

第11款「災害復旧費」では、188万円の減額を行いました。「農業施設災害復旧費」及び「土木施設災害復旧費」においては、事業費の確定による減額と地方債の確定による財源の調整を行いましたので、宜しく願いいたします。

以上、この財源として、歳入の第2款「地方譲与税」を447万円、第3款「利子割交付金」を5万2000円、第4款「配当割交付金」を108万5000円、第5款「株式等譲渡所得割交付金」を38万2000円、第6款「地方消費税交付金」を1975万9000円、第9款「地方交付税」を9777万7000円、第11款「分担金及び負担金」を25万2000円、第13款「国庫支出金」を21万2000円、第15款「財産収入」を404万5000円、第16款「寄附金」を10万円及び第17款「繰入金」を22万1000円追加し、第1款「町税」、第7款「自動車取得税交付金」、第10款「交通安全対策特別交付金」、第14款「県支出金」、第19款「諸収入」及び第20款「町債」を減額して収支の均衡を図りましたので宜しく願いいたします。

次に、報告第2号「平成22年度能登町有線放送特別会計補正予算（第4号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ66万1000円を減額し、予算の総額を2億338万1000円とするものです。

歳出の主な内容は、「施設管理費」及び「地域活性化・きめ細かな交付金事業費」で、事業費の確定による調整等と財源調整であります。

また、「有線放送事業費」では、地方債の確定による財源調整を行いました。その財源として、歳入の第4款「繰入金」及び第7款「町債」を減額して収支の均衡を図りましたので宜しく願いいたします。

次に、報告第3号「平成22年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4940万円を減額し、予算の総額を27億3775万9000円とするものです。歳出の主な内容は、保険給付費や葬祭費、共同事業拠出金、特定健康診査等事業費の確定に伴う財源の調整と減額であります。その財源として、歳入の第2款「使用料及び手数料」を5万3000円、第4款「療養給付費等交付金」を3785万1000円、第5款「前期高齢者交付金」を60万4000円、第9款「繰入金」を402万9000円及び第11款「諸収入」を314万8000円追加し、第1款「国民健康保険税」、第3款「国庫支出金」、第6款「県支出金」及び第7款「共同事業交付金」を減額して収支の均衡を図りましたので宜しく願いいたします。

次に、報告第4号「平成22年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1752万6000円を減額し、予算の総額を2億8098万1000円とするものです。

歳出の主な内容は、「後期高齢者医療広域連合納付金」の確定による減額であります。その財源として、歳入の第1款「後期高齢者医療保険料」及び第3款「繰入金」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、報告第5号「平成22年度能登町老人保健特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ39万1000円を減額し、予算の総額を22万2000円とするものです。

歳出の主な内容は、本会計の廃止に伴う精算金の減額と「一般会計繰出金」を追加したものであります。その財源として、歳入の第2款「国庫支出金」を16万1000円及び第3款「県支出金」を3万9000円追加し、第1款「支払基金交付金」、第4款「繰入金」、第5款「繰越金」及び第6款「諸収入」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、報告第6号「平成22年度能登町観光施設特別会計補正予算（第3号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ94万3000円を減額し、予算の総額を7110万8000円とするものです。

歳出の主な内容は、「施設管理費」において、地球温暖化対策等推進事業による木質ペレットボイラー導入事業費の確定による組替減額と財源の調整であります。その財源として、歳入の第3款「繰入金」を6万3000円追加し、第1款「県支出金」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、報告第7号「平成22年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ352万9000円を減額し、予算の総額を6億3626万2000円とするものです。

歳出の主な内容は、「施設管理費」で、汚泥処理業務の確定による減額を行い、「建設改良費」では、事業費の確定による財源の調整であります。その財源として、歳入の第4款「繰入金」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、報告第8号「平成22年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ271万6000円を減額し、予算の総額を5454万8000円とするものです。

歳出の主な内容は、「建設改良費」で事業費の確定による減額と財源調整を行い、「公債費」では、県支出金の確定による財源の調整であります。その財源として、歳入の第3款「県支出金」、第4款「繰入金」及び第7款「町債」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、報告第9号「平成22年度能登町簡易水道特別会計補正予算（第3号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ10万円を減額し、予算の総額を3億6788万2000円とするものです。

歳出の主な内容は、「建設改良費」で北河内ダム建設事業負担金の確定による減額と財源調整を行うものです。その財源として、歳入の第6款「町債」を10万円追加し、第4款「繰入金」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、報告第10号「平成22年度能登町病院事業会計補正予算（第3号）」は、資本的支出において、60万円を追加し、予算総額を2億6193万8000円とするものです。

歳出の主な内容は、修学資金貸付金の確定により追加しましたので、宜しくお願いいたします。

次に、報告第14号「能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、平成23年3月30日に公布されたことに伴い、緊急に本町の国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められます。改正の主な内容につきましては、平成21年10月から平成23年3月までの間、暫定的に引き上げた出産育児一時金を平成23年度においても引き続き、39万円を支給するため条例の一部改正をするものであります。

次に、報告第15号「能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」も、地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成23年3月30日に公布されたことに伴い、緊急に本町の国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められます。改正の主な内容につきましては、中低所得者の国民健康保険税の負担の軽減を図るため、国民健康保険税の課税限度額を見直すものであります。

次に、議案第48号及び第49号は、平成23年度の一般会計及び簡易水道特別会計の補正予算であります。今回の主な補正内容は、国の追加内示による社会資本整備総合交付金事業費の追加のほか、東日本大震災支援に係る関連事業費や大平地区の水道施設整備費の追加であります。

議案第48号「平成23年度能登町一般会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億9874万3000円を追加して、予算の総額を149億7974万3000円とするものです。

はじめに、歳出から説明いたします。

第1款「議会費」の、117万4000円の追加は、議員活動の更なる充実を図るべく、議員研修費の追加をしたものであります。

第2款、「総務費」は、2624万円の追加です。第1項「総務管理費」の「一般管理費」では、能登消防署職員の東日本大震災に伴う派遣要請にともない、

被災地支援と地元の防災を両立させるため臨時職員の雇用に係る所要経費を追加しております。「交通対策費」では、予約制乗合タクシー実証運行の期間延長の追加内示や、今回新たに上曽又線とスクールバスの統合実証運行が補助採択を受け、所要経費を追加したものであります。第5項「防災費」において、東日本大震災支援費として、職員派遣費や支援物資費のほか、避難者の生活支援に係る費用の追加をはじめ、今回の震災を教訓とし住民の安全や防災意識の向上を図るため、能登町防災マップを作成することとし、所要経費の追加を行いました。

第3款「民生費」では、164万9000円の追加であります。老人福祉施設管理費で、小木生きがいデイサービスセンター空調設備の修繕費を追加したものであります。

第4款「衛生費」の、1359万5000円の追加は、簡易水道特別会計への繰出金を追加したものであります。

第6款「農林水産業費」は、994万2000万円の追加であります。第1項「農業費」では、産地競争力強化事業が県補助の採択を受け、追加しております。内容は、ブルーベリーの出荷量の増加を図るため、防鳥ネット施設の整備費を追加したものであります。また、水田対策指導事業では、個別所得補償円滑化事業事務費の追加内示を受けてのものであります。「農地費」では、土地改良事業の追加であります。内容は、藤ノ瀬地区ゴム堰改修事業費の追加でありますので、宜しく願いいたします。第2項「林業費」では、恋路地区の県単荒廃地復旧事業が採択となり工事請負費等の追加を行っております。

第7款「商工費」では、283万5000円を減額いたしました。内容は、サルビアロード植栽支援事業が社会資本整備総合交付金事業として補助事業に採択されたことによる組替え減額であります。

第8款「土木費」では、1億4827万9000円の追加であります。第2項「道路橋りょう費」では、社会資本整備総合交付金事業の内示額の確定による追加であり、継続路線の早期完成を図るものであります。また、第4項「港湾費」では、いやさか広場の散水等の維持経費を追加し、第6項「住宅費」では、耐震診断補助金を追加いたしました。

第10款「教育費」では、69万9000円の追加であります。第4項「社会教育費」において、男女共同参画の推進に関する施策を計画的に推進するため、行動計画策定事務費を追加したほか、本年度に予定しておりました公民館バスの導入については、大地震の影響による納車の遅れにより、その間のリース料を追加したものであります。また、文化財保護事業では、松波城跡庭園跡について、国の指定名勝の申請に係る準備事務費を追加いたしましたので、宜しく願いいたします。

以上、この財源として、歳入の第11款「分担金及び負担金」を38万4000円、第13款「国庫支出金」を9122万円、第14款「県支出金」を280万1000円、第17款「繰入金」を4758万8000円、第19款「諸収入」を315万円及び第20款「町債」を5360万円それぞれ追加して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第49号「平成23年度能登町簡易水道特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1359万5000円を追加して、予算の総額を3億8596万2000円とするものです。

歳出の主な内容は、大平地区における水道水の慢性的な濁水や水質の悪化を解消するため、給水管敷設や受水槽整備費を追加したものであります。この財源として、歳入の第4款「繰入金」を追加し、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第50号「能登町税条例の一部を改正する条例について」は、東日本大震災の被災者等の負担軽減を図るため、地方税法の一部を改正する法律等が、平成23年4月27日に公布、並びに施行されたことに伴い、本町の税条例につきましても、その一部を改正する必要性が生じたので宜しくお願いいたします。

一部改正の主な内容につきましては、雑損控除額等の特例及び住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例措置が講じられたものであります。

次に、議案第51号「公の施設の指定管理者の指定について」は、「三波生活改善センター」の指定管理者について、新たに「波並区」を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第52号「能登町監査委員の選任について」ですが、この度、一身上の都合により退職されました「高木正年」氏の後任として、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理など行政運営に関し優れた識見を有しております能登町字上町の「上野博」氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ広くご審議の上、ご同意を賜りますようお願いいたします。

以上、本定例会に提出いたしました議案等につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

議長（久田良平）

以上で提案理由の説明が終わりました。

採 決
議案第 5 2 号

議長（久田良平）

お諮りします。

この際、日程の順序を変更し、日程第 2 0 議案第 5 2 号「能登町監査委員の選任について」を先に審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（久田良平）

異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第 2 0 議案第 5 2 号を先に審議することに決定しました。ただ今、先議することに決定しました議案第 5 2 号を議題とします。

お諮りします。議案第 5 2 号は人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（久田良平）

異議なしと認めます。

よって、議案第 5 2 号は、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

お諮りします。議案第 5 2 号「能登町監査委員の選任について」同意を求める件は、能登町字上町 1 0 字 1 5 番地 上野博氏の選任に、同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（久田良平）

はい、ありがとうございました。ご着席ください。
起立全員であります。よって、議案第52号は同意することに決定いたしました。

質 疑 報告第1号から議案第51号まで

議長（久田良平）

次に、日程第4 報告第1号から日程19号 議案第51号までの16件について質疑を行います。質疑は大綱的な内容でお願いします。

質疑はありませんか。17番新平悠紀夫君。

17番（新平悠紀夫）

補正予算議案第48号予算書12ページの防災総務費の中で、扶助費・貸付等が200万円計上されていますがその経緯を。今日までの被災された、避難されている所帯数、あるいはその手当ての内容つきましてお尋ねしたいと思います。

総務課長（下野信行）

ただいまの新平議員の質問にご説明いたします。東北震災における被災者で能登に避難された方は現段階ではいません。縁故的に親戚を通じて一時的にこちらの方においでの方は2世帯いました。そういった点で県あるいは親戚の方の相談は数件ございますがそれを踏まえまして今回の補正予算でその手当てを計上させていただいております。

まず支援内容、扶助費の内容ですが、子供さんが能登町内に避難をされた場合には月3万円を扶助したいという思いでいます。またしばらくの当座の資金という形で貸付金ということでその方々に対して20万円を一時的に貸付をしたいと考えております。

また、そういった方々がもしおいでした場合にということ想定し、現段階では宇出津地内にあります旧のと鉄道の社員寮、これは15室あります。また、宇出津なんです、棚木地内に北陸電力の社員寮遠嶋寮というのがございます。これにつきましても今ほどの社員寮と同規模のもの。この2つを現段階では借り上げしてございまして、その借り上げにかかる経費を1年間に限って町の方で負担したいということでございまして、現段階ではそこへの入居の申し込みはないので具体的な家賃の設定はしてございません。また、町民の方から色々ご厚意で私の家を貸し出したいたしますという申し出が5件ございまして、その方

への家賃が生じた場合には、町の方で1年間に限り負担したいということで、平均的に4万円ぐらいかなということで360万円を計上させていただいております。避難に対する支援あるいは今日までの状況等につきましては以上でございます。

議長（久田良平）

17番新平悠紀夫君。

17番（新平悠紀夫）

分かりました。良く検討されているかと思います。ぜひ避難される方に希望を持てるような形で受け入れをしていただければ。また、広報を通じてでもそういう受け入れ方がありますよということを知らせればそういう思いで来る方もいるかと思いますのでよろしくお願いします。

もう1点。13ページの土木費の橋梁費の中で先ほど町長の説明にもありましたが社会資本整備交付金事業ということですが、この橋梁事業の中の取組み方。そしてまたこの中で工事費が1億3220万円計上されております。この箇所につきましては、宇出津新町通りの過程の中での橋梁の撤去・新しく架ける橋かと思いますが、その工程なり順序なりお示していただければと思います。よろしくお願いします。

議長（久田良平）

建設課長大門康博君。

建設課長（大門康博）

社会資本整備総合交付金の補正の質問ですが、こちらについては当初予定している路線の早期完成を図るためにそれぞれの路線について追加をして工事の完成を図っていきたいと考えておりまして、道路事業で当初3路線、橋梁の補修2箇所をみていた訳ですがそちらの方への追加配分と併せて道路の防災事業ということで道路法面の補強工事を新たに2箇所行うということにしておりまして、議員がご質問の新町通りにつきましては県営事業ということで今回の事業には入っておりません。以上です。

議長（久田良平）

他に質疑ございませんか。14番鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

サルビアロードの事業ですが、社会資本整備総合交付金事業に採択され組み替えられたと理解してよろしいですか。そして道路橋梁費であがっているわけですが、若干の増額があるのは苗木が2千本の追加があったと聞いています。これについて少し気にかかるのですが苗木が前は4万本といたしましたかね。とにかく苗木代が例えば1本40円とすると160万円ほどになるのですかね。ちょっと前に調べたところこの苗木が能登島の方で作られていると、それを買ってくるんだと聞いております。こういうものを出来れば当町のモデル農場で。1年草の花ですからやるようなお考えはないかということと、単価について2千本追加で13万9000円の増加になっているんですが、これをそのまま割り算すると1本70円ほどになるんですがこういう理解でよろしいのか。建設課長には申し訳ない。商工の方で話した件でしょうからどちらが答えても結構ですので教えてください。

議長（久田良平）

ふるさと振興課長畝村義夫君。

ふるさと振興課長（畝村義夫）

お答えいたします。本事業サルビアロードの件でございますが、この事業はですね、サルビアの植栽をされているボランティアの方に苗木を補助するという形でございます。先ほどの鍛冶谷議員の計算ではそうということですが、この積算では90円の苗木3万2000本を植栽するということであげてございます。それから能登島でという話がございますが、私どものところ能登島の部分については足りない部分。そういった部分を補完するためにそちらから購入しておりますが、本来は柳田の所にボランティアをやられている方の苗木を購入しております。以上であります。

議長（久田良平）

14番鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

ありがとうございます。元青翔高校なりで作れたということが確認できて良かったと思います。後は議案質疑から少し逸脱するかもしれませんが、サルビアロードは本当に能登町の誇りと言ってもいいくらいに能登半島に大変な名所になりました。開花期間も長いということでこれもお一人夫婦の方が頑張っただけでこられていたのが体調を崩して、跡継ぎの他の方がやると聞いています。まず1点はこれまで頑張っただけのお一人の方あるいは奥様を含めての夫婦に何

か顕彰出来ないかなということと、それからもう1つはサルビアロードの植栽について役場職員であるとか議員であるとか子供たちであるとかそういう方で一緒になって管理をするというような取組みをお願いしてこの質問を終わります。

議長（久田良平）

6番椿原安弘君。

6番（椿原安弘）

報告1号から報告第9号までは平成22年度の一般会計から特別会計の補正予算の先決処分の分ですが、一般会計では今回9581万7000円を追加して累計が154億3489万円となっております。大変大きな数字となっておりますが、会計につきましては5月31日に出納閉鎖をしております。そこで会計課長にお聞きしたいのですが、現在の決算状況はどうなっているか。どれだけの赤字とかマイナスとかプラスとか現在の概数で結構ですので教えていただきたいと思います。それから水道事業会計につきましても決算はどうなっているか。それから病院事業会計につきましても22年度につきましても資金不足解消ということで一般会計の方から2億1000万円繰出しております。そういう関係もありまして決算見込みはどうなっているかその辺をお聞きしたいと思います。

議長（久田良平）

会計管理者道下可長君。

会計管理者（道下可長）

お答えします。椿原議員は監査委員をやられている関係上良くご存知かと思えますけれども、決算についてはまだ確定しておりませんので、先ほど言われたとおり見込み額で説明したいと思います。

平成22年度の一般会計の歳入総額でございますが、見込みで154億1000万円となっております。それに対して歳出が総額で152億1300万円。差し引きまして1億9700万円が現在黒字となっております。ただし、明許繰越の一般財源分が4600万円ほどございます。それを差し引きますと、実質的には1億5000万円の黒字の決算となる予定でございます。以上でございます。

議長（久田良平）

上下水道課長浅井弘之君。

上下水道課長（浅井弘之）

椿原議員のご質問にお答えします。水道会計の決算でございますが、収益的収入では営業収益使用料でございますが3億6187万6538円、営業外収益329万1238円で、合計3億6579万7760円でございます。

支出では、営業費用として3億1032万5258円。営業外費用で5173万2157円。合計で3億6205万7415円でございます。収支では、374万360円の経常利益となっております。主な要因は、本木地区の一部給水開始による負担金の増、また、昨年のもん暑による水道使用料の増加によるものでございます。資本的収入では、補助金・企業債・出資金・工事負担金合計で9308万9525円、支出は企業債償還金と道路建設改良費を合わせまして1億9953万7208円でございます。収支の不足額は、1億1046万5422円となっております。以上でございます。

議長（久田良平）

宇出津総合病院事務局長山森景治君。

公立宇出津総合病院事務局長（山森景治）

議員の質問にお答えします。平成22年度の病院事業会計ですが、町からの繰入金や人件費の削減等ございまして、決算の見込みですが当年度の純利益が1億6300万円の黒字の見込みでありますのでよろしくお願ひします。

議長（久田良平）

他に質疑はございませんか。3番市濱等君。

3番（市濱等）

私は23年度の一般会計の総務費防災対策の防災マップ作成費126万円の補正予算についてございますが、このことについて少し。震災・津波とか全ての災害が含まれていると感じていますが、この中に原発の事故とかは想定していないのかなと思ひますが、災害ということて原発事故で新聞に良く騒がれていす周辺地域の自治体て、そういう協議の中に能登町て加わるのかどうかと、原発というのは20キロから30キロという丸い枠の中に想定されていすが、能登町は能登半島という下りの風て吹いて、穴水町それから能登町もそういうことで放射能て飛んでくるのかということも想定されていすが、町とすればこういう協議会て加わる思ひはあるのかないのかをお願ひします。

議長（久田良平）

総務課長下野信行君。

総務課長（下野信行）

補正予算でお願いしている防災マップ作成費126万円についてでございますが、防災マップ作成の概要ですが、本年の3月に能登町の防災会議に決定した内容をこのマップに反映させたいと。主な内容といたしましては、各避難箇所を地図に落とし、かつ、その避難箇所が海拔といえますか標高がどの程度であるか。あるいはその特定した避難場所への避難通路を明示したいと思っております。

それとまた紙面上には災害時におきます避難の心得、あるいは緊急時の連絡先。それはそれぞれの方によって違うと思っておりますがそれを記入して家のどこかに貼っていただくようなものに作りたいと思っております。これは能登町全体が結構面積的に広いものですから、これをいくつかのブロックに。例えば鶴川地区あるいは宇出津地区、小木地区、松波地区というようなことでいくつかのブロックに区切ったもので作成をしたいと思っております。それで作成部数については、一般家庭の方8000部、プラス事業所・公共施設とでトータル的に8500部を作成する予定にしております。

それと関連して先ほど志賀町の原子力発電所の事故があった場合のことがこのマップに繁榮されるかということでございますが、防災計画については原子力発電所事故のことについての項目が掲載されておられません。今後国やあるいは県の方で今回の東北の震災を検証した結果、項目あるいは指数等に示してくると思っております。それで私どもの場合は県の防災計画が作成されるに併せて私どももこの3月に作成した防災計画を見直す必要があるかと思っておりますので、それを見ながらまた新たにその時点での防災マップの作り直しが必要かなと考えております。

それと原子力発電所とあるいは自治体との協議の場云々ということで質問ございましたので、今日1日に北陸電力と奥能登の2市2町の副町長と副市長、それに各市町の防災担当者が協議をする機会がございました。その折当町からは田下副町長が出席しておりますので、その折の内容について少しこの場の時間をいただいておりますので、その折の内容について少しこの場の時間をいただいておりますので、その折の内容について少しこの場の時間をいただいておりますので、よろしくお願ひします。

議長（久田良平）

副町長田下一幸君。

副町長（田下一幸）

ただ今総務課長から説明があったとおり、私7月1日に珠洲副市長、穴水の副町長と私と輪島市は副市長が都合悪く総務部長がみえられました。そして北陸電力の方からは原子力専門委員の方、また耐震の専門委員の方そして七尾の所長、また広報の原子力専属の担当の方々に説明を受けました。専門的な用語も多く私も十二分に理解出来なかった部分もあるのですが、大要は、このようなことだと思います。福島原発事故が起きてから経済産業省では緊急に通達を出したと。そのことに関しては、北電は速やかに対応しそのことは完了したと。しかしながら、今後2年間ほどかけて、例えば防潮堤とかそういうものをあげたり、電源車、そして更なる冷却水の確保等々に努めるという計画の説明がありました。それはあくまで今福島で起こったようなことは決して二度と起こさないそういうものの考え方でやっているんだと。ただ、今原発の事故を通じて検証がなされて更なる整備とかそういうものが必要になればそれはそれに応じてまたやっていかなければならないという説明でしたが、私どもは専門的にはわかりませんが、もっと住民に対しての理解、安全・安心を与えていただくための行動を積極的にとっていただきたいという旨の要望はいたしました。そして先ほど議員から質問ありました協議対象の団体では能登町はありません。また30キロメートル圏内からもずれております。そんなことは別として、今の福島原発をみますと30キロ以上離れていたところも影響があったわけですから、更なる説明を求めた場合はいつでも私どもは出てきますと相手方は言っていました。また先ほど「あいの風」とか下りの風とかそういうものをちょっと話の中で出されましたけど、ここ4年間で1年間を四半期に分けてその風の流れの多かった日数と申しますかそういうものをデータとして、4年間ですから16期あるわけですが1期、22年度の冬季の部分が出ていませんでしたけど、主に東北東の風が吹くと。風の中で北西の風が吹いたものが先ほど申しました16期のうちまだ1期が出ていませんで15期。4年間で1期だけが多かった年があると。それが私どもの言う「あいの風」下りという表現です。東北東の風がどういうことかと言うと、簡単に言えば、沖から、珠洲の方から金沢の方へかけて吹く風だと。こういうふう理解しています。ただ、必ずしもそういう時期で起きるかこれはわかりませんで、だから安心というものではありませんが、北電では絶対出さない主旨の話でした。しかし今想定外という話が出てきたわけなんで、皆さんは納得出来ないよという思いもありますが、ただいたずらに恐怖感におののくのもいかなものかということで、また2市2町で皆様と連携をとりながらこの件については対応したいということを考えておりますのでよろしく申し上げます。

議長（久田良平）

3番市濱等君。

3番（市濱等）

副町長には丁寧な説明大変ありがとうございました。いずれにしてもハザードマップを作成する時には昨日のNHKのニュースでしたか、想定に縛られないでやっていただきたいと。昨日の報道では、その想定外のところにたくさん津波の死者がおいでになられたという話をしていたものですから。そこを一つ作成の方々にあたってはよろしく願いして私の質問を終わります。

議長（久田良平）

13番山岸昭夫君。

13番（山岸昭夫）

予算の編成の根幹にあたられている総務課長に教えていただきたいが、この繰越明許費これの9ページお願いします。ここに社会福祉費1000万円とか教育総務費とかもってありますが、これは将来今年度も来年度も国庫金・地方債が同じ形態で保てる下で予算編成をなされると思いますが、その自信はいかなのでしょうか。今年度と同じ額が中央からくるのかどうか、自信があるのかないかお尋ねしています。明許に関して。

議長（久田良平）

総務課長下野信行君。

総務課長（下野信行）

今ほどのご質問に関しては、先般私どもの企画財政課長が県内全体の財政担当課長会議に出席しましたので、その点も含めまして答弁は企画財政課長の方でさせていただきます。

議長（久田良平）

企画財政課長佐野勝二君。

企画財政課長（佐野勝二）

それではご説明いたします。繰越明許費はご存知のとおり次年度に渡って予算を執行するというものでありますけれども、先ほど総務課長が言いましたように財政担当課長会議でもその辺の話が国の指針なども踏まえてございました。政権の話をするのもなんですが、多少不安な面もありますけれども地方財政は

ここ1、2年は私どもにとっては大変ありがたかったかなというような状況にきております。例えば、臨時交付金事業が過去3年間私ども過疎地におきましてはありがたい交付金であったなと認識しておりますし、先ほど一般会計の決算の概算でありましたが報告ありましたけれども1億5000万円ばかりが残るであろうという話でありました。現在で22年度中、財政調整基金、ちなみに21年度末で6億円ばかりでありましたのが、22年度中には4億5000万円ばかり積みますので22年度末では10億を超すというようなことになってきております。ただ一概に基金残高が増えたからといって云々というわけではございませんが、またその辺は国県の情報を見極めながら町として最大限有効に出来るような財政計画を努めていきたいなと思っております。

議長（久田良平）

13番山岸昭夫君。

13番（山岸昭夫）

どうも課長ありがとうございます。私の言わんとすることは我が町は町民税だけではやっていけないことは私が述べるまでもなく良くご存知でしょう。だから安座することなく、我々選出の政権が大変不安です。選出の国会議員、選出の県会議員に担当課長等が町長に進言し、予算獲得の行動があるのかを聞いたかったです。以上で質問を終わります。

議長（久田良平）

他に質疑ございませんか。12番宮田勝三君。

12番（宮田勝三）

22年度の補正予算なんですが、18ページの財産収入。土地賃借料として129万円計上してありますが、単刀直入にお聞きしたいと思います。前回の議会で商業施設ということで商業用地の話がたくさんでました。あそこを工事中に、賃貸契約を結んでいただろうと思っておりましたが、まず賃貸を結んでいたかどうか。結ばれているとするならば、どれだけの面積をどれだけで何日間というものがあつたのかどうか。この中に含まれているのならばなおさら聞かせていただきたいなと思います。

議長（久田良平）

監理課長西戸人志君。

監理課長（西戸人志）

鍛冶谷議員の質問にお答えします。すいません。宮田議員の質問にお答えします。商業地の借上料ということの質問ですが、前年度分については商業用地の借上料は含まれておりません。今回の補正の分ですが、含まれておりません。

失礼しました。商業用地の賃貸契約については工事中につきましては、その工事にかかる業者の方で契約を、賃貸しています。若干しています。3ヶ月くらいだったと資料を持ってきていないのでなんです。契約は賃貸の方でしております。

議長（久田良平）

12番宮田勝三君。

12番（宮田勝三）

何か私の理解不足か分かったような分からないような。今の賃借料は入っていないということなんですよね。単純に3月の時にのっていたのか。若干云々と言葉では私は理解できないのですが。例えば無償で貸していたのか。有料で貸していたのか。では有料ならばどれだけの金額で貸していたのかを聞いたかったのでよろしくをお願いします。

議長（久田良平）

監理課長西戸人志君。

監理課長（西戸人志）

ご質問にお答えします。工事期間中に限り賃貸契約をして、有償で賃貸契約をしております。

議長（久田良平）

12番宮田勝三君。

12番（宮田勝三）

同じことを聞くわけなんです、有償だけでは分からなくて、どれだけの面積をどれだけの金額で貸して、その賃貸料は3月の賃貸料のところののっているのか。今回の賃貸料にのっていないということになると3月にのっていて当たり前なんです、賃貸料でなく違った形で貸したならば、そのようなことを聞かせていただければいいんです。どれぐらいの金額で貸したのか分からないんですか。何ヶ月間これぐらいのお金で契約を結んでいただきました。このお

金はどこそこに納めてありますという形で私はあくまでも土地だから土地の賃貸料と思って聞いているんです。そこら辺りを聞かせてもらえれば終わりたいと思います。

議長（久田良平）

監理課長西戸人志君。

監理課長（西戸人志）

恐れ入りますが、賃貸料につきましては申し訳ないですが、今資料を手持ちにないものですから金額は後で申し上げたいと思いますが、確かに賃貸料を歳入としていれております。申し訳ありませんが、金額・面積は今資料を持ち合わせていないので後ほど示したいと思います。よろしくお願いします。

議長（久田良平）

12番宮田勝三君。

12番（宮田勝三）

後で結構です。金額と面積と。そしてまたお金をどこに納めたのか聞かせていただければ結構ですので、後日書類を持ってよろしくお願いします。

議長（久田良平）

他に質疑ございませんか。11番志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

補正予算の公民館バスのリース代。その問題についての公民館大型バス管理者の問題、それからその目的その等について教えていただきたい。もう一つ町長が・・・。

議長（久田良平）

志幸議員先の質問を答弁させてから次にします。

11番（志幸松栄）

分かりました。

議長（久田良平）

教育委員会事務局長田原岩雄君。

教育委員会事務局長（田原岩雄）

お答えします。今回補正しましたお金につきましては、東北大震災の影響で発注したところ、私どもの購入したいマイクロバスがお売りすることが出来ないと。8月までは受注生産なので、無理だということが分かりました。なおかつ、9月になりますとディーゼル車の排出ガス規制が変わります。それで前もって、私たちはトヨタ車を希望したわけなんですけれども、トヨタでは9月以降にその排出規制をクリアするバスにすることで金額も若干上がりますが、23年度以内ならお受け出来るが、8月までは購入を希望されてもお売り出来ないというので、今まで使っていた古いバスについてリース契約をしたということです。

議長（久田良平）

11番志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

このバスの管理者。運転手さんもおられるんでしょうが、公民館バスの今までの使用目的。東北とかなんとか言われましたが。大型でしょうか中型でしょうか。それを一つお答え願いたいと思います。

議長（久田良平）

教育委員会事務局長田原岩雄君。

教育委員会事務局長（田原岩雄）

私たちの使用しているバスは中型といいますか24人乗りのマイクロバスです。私は東北へ行ったと言ったつもりはないのですが。古くなったので買い替える予算をもっておったのですが、購入しようとしたところ東北震災の影響で部品調達が困難ということで、生産が8月以降でないと出来ないということでしたので、そういうことでリース契約をするということに変えたのでご理解をよろしくお願いします。

議長（久田良平）

11番志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

これを併用しまして、13番の議員の方が言われたみたいなもので、こうい

うスクールバスとか公民館バスとかこういうものがあるのだろうかということで、私は疑義が生じるのですよ。管理者もいるし、車検もいるし、色んな経費がかかるということで、この町はこんな裕福にやっついていいのか。本当に公民館としてこのようなバスが必要なのかどうかということ。一度能都町が多目的バスということで大型バスを購入していましたが、あれも廃止にしたと思うんですよ。スクールバスとかこういうバスとか役場内で庁舎内で結構やっぱり、優遇されて購入されておりますけど、私何も調べないで聞いているのですけど今後検討していただければなど。今回はこれで終わります。

議長（久田良平）

15番鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

専決の22ページですかね、能登高校支援事業というものがございます。これについて執行者側の考え方をお聞きしたいと思います。これは当然能登高校を存続させていかなければならないと。こういう考え方の中で1000万円ほど色んな形で補助されているわけなんですけど、その中で補助の内訳としましては制服とか、あるいは通学費ですね。それから部活費等々そういうふうな形で補助をしていると伺っているわけなんですけど、その中で制服と部活と、通学費もいいんですけど、同じ町内の生徒をもつ父兄から色んなお話が我々議員の下に参っているのですが、同じ町内にあって好むと好まざると関わらず近隣の穴水・珠洲こういう学校にいかなきゃならないと。決して余裕があつて行くわけではないのですが。特にあのかつて、能登線で、能登鉄道で通っていたころには安かったけれどもこれはバスに切り替わった為に非常に高い通学費になっていると。一時県は、その差額を補助していた時代もあつたわけなんですけれども、今それは廃止になったと。その為に非常に割高の通学費を払わねばならないと。こういうことで色々苦情が参っている、おそらく執行者側にも参っているとは思いますが、果たして高いと思つたら宇出津の能登高校ですか、こっちへ来なさいよというふうな切捨て方でよろしいのか。また、同じ町民であり、同じ税金を払いながら、一方では助成があると通学費に対しては助成されていると。で一方は高いところに行かなきゃならないと。こういうふうな平等性の問題ですね。あるいは公平性の問題と能登高校を存続させねばならないというこの根本的な問題とのギャップとか整合性は執行者として町長はどのように考えておられるかまずお答えをいただきたいと思ひます。

議長（久田良平）

町長持木一茂君。

町長（持木一茂）

まず高校というのは県立高校でありますので。そして義務教育ではないということでもあります。生徒さんが自分の意志で行く学校を決めるのが主かという気がしておりますし、例えば今議員がおっしゃるように穴水へいかなきゃならない、あるいは珠洲へ行かなければならないということはないと思います。ですから町としましては、県立高校と言えども町内唯一の高校ということなんで今後も能登高校の存続に向けて能登高校の支援をしていきたいと考えております。

議長（久田良平）

15番鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

そうすると町長はあくまでも能登高校存続のために、育成するために全力を挙げると。他へ行く方は我慢して欲しいというような、切捨てに近いような表現でおっしゃっているわけですが、というふうに捉えるのですが。例えば公立病院の場合でも良く似た感じがあるのですが、町内にある公立病院に対しては全力で支援していく。これは当然だと思います。かといって他のところへ行ってはいけない感じで割引割増こういうことはしてはならないし、するべきではない。あくまでも患者さんの選択の問題で、選択の自由を尊重するということなのですが。ただども片一方で内容、その病院の医師とか設備とか内容面について色んな形で支援をしていく。これはあっていいと思うんですね。ただども、こちらの病院へ半強制的な形で選ばせるというような側面があってはならない。非常に難しい問題だと考えます。高校の場合もやはり、そういう意味で通学費等については片一方の方に補助があると。片一方という表現はおかしいですねこの町の高校については補助をしていくと。そうではないところについては、しないということにしていいのかどうか。これは私、色んな整合性がとれるような形でもっと研究する必要があるんだと思っている。前回、前々回でしたか金七議員からも一般質問がございました。2,3日前の全協でも新平議員もこの件についての意見がございました。これは単なる議員の思いつきの意見ではなくて、やはり町民からの熱い要望が数多く寄せられていると私も感じておりますので。これは議員はこういう問題については検討しながら懇話会等設けながら、そして議員立法という形で提案してもいいのかどうか総務課長お答え願いたい。

議長（久田良平）

総務課長下野信行君。

総務課長（下野信行）

今ほど鶴野議員から色んな質問・課題等々提起していただきました。私どもは今町長が答弁したとおり能登高校については、町内唯一の県立高校ということで存続を目的にした助成策、現在やっております。そういった点含めて、議員各位には色々とお子さんをもった親御さんからお話があるかと思えます。我々も1、2は耳にしておりますが、基本的には存続という目的を達成するための助成ということで現段階では考えておりますが、今後提案のあった議員の中での検討委員会等を組織されて私どもに提案いただければ、またその段階で財政担当も含めまして協議をしていきたいと考えております。よろしくお願ひします。

休 憩

議長（久田良平）

ここで暫時休憩いたします。再開時間は午後1時にしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

(午後0時05分)

再 開

議長（久田良平）

休憩前に引き続き会議を開きます。先ほど12番宮田勝三君の質問に対して監理課長から補足説明を求められたので発言を許します。監理課長西戸人志君。

(午後1時00分)

監理課長（西戸人志）

宮田議員の質問の件ですが、宇出津新港の商業区域の貸付の金額について、私、認識不足で申し訳ありませんでした。実はですね、新港の貸付については面積が900平方メートル、使用期間については平成23年1月28日より平成23年4月27日の90日間を貸付しております。その貸付料金については、評価額を元にして使用料ということで財産収入、専決補正の金額に含まれております。使用料につきましては25万3920円、これが専決補正の中に含ま

れておりますのでよろしく申し上げます。

議長（久田良平）

他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声）

議長（久田良平）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委 員 会 付 託
報告第1号から議案第51号まで

議長（久田良平）

お諮りします。ただいま議題となっております、報告第1号から議案第51号までの16件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（久田良平）

異議なしと認めます。

よって、報告第1号から議案第51号までの16件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

請願第2号、請願第3号、陳情第1号

議長（久田良平）

日程第21 請願第2号「国の教育予算を拡充することについて」から日程第23 陳情第1号「水洗トイレ新設について」までの3件を一括議題とします。今期定例会において受理致しました請願2件、陳情1件はお手元に配布してあります請願陳情文書表のとおりであります。

請願について、紹介議員の趣旨説明を求めます。請願第2号「国の教育予算を拡充することについて」14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

国の教育予算の拡充を求める意見書の提出についての、趣旨説明をいたします。子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことから「教育は未来への先行投資」であることが、多くの国民の共通認識となっています。

一方、日本はOECD諸国に比べると、1学級当たり及び教員1人当たりの児童生徒数が大変多くなっているのが現状であります。

今の子ども達は、以前に比べ様々な価値観や個性・ニーズを持っており、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行う必要があります。そのためには、学級規模を引き下げる必要があります。多くの保護者も少人数学級を望んでいることは明らかです。全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、自治体財政が逼迫している中でOECD諸国並みの教育環境を整備するためには、国の財政負担と責任で少人数学級にすることが必要です。

こうした観点から、2012年度政府の概算要求に向けて次の事項の実現について、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

1. 少人数学級を推進すること。具体的規模は、OECD諸国並みの30人以下学級とすること。
2. こどもと向き合える時間の確保ができるよう、教職員の定数改善や事務負担の軽減を行うこと。
3. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育国庫負担制度の拡充をはかること。

つきましては、議員各位におかれましてご審議のうえ、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（久田良平）

次に請願第3号「老人憩いの家「たなぎ荘」の使用料の軽減について」12番宮田勝三君。

12番（宮田勝三）

老人憩いの家「たなぎ荘」使用料の軽減についての趣旨説明をいたします。

能登町は3町村合併に伴い、「憩いの家たなぎ荘」の施設の老朽化を理由に施設廃止を発表しました。これを受けて老人クラブ連合会は老人クラブ員一同の

意見を調整し歴史ある当該施設の機能を最大限活用して私たち高齢者の「交友」「友愛」「憩い」の場としての存続を願い、平成 18 年度より有料化に同意し今日に至っております。

以来 5 年、その利用実態は施設設置目的に逆行するかのようになん年々利用率が低下しつつあります。利用率の減少は、施設の有料化が大きな要因をなしていることは事実であります。

施設の利用により更なるクラブ員の絆を深め、県下の「福祉の町」づくりの一角を目標に努めているところであります。

町当局では、財政多難であることは承知致しておりますが、「憩いの家たなぎ荘」の使用料の軽減を以下のようにお取り計らい下さるようお願いいたします。

・使用料 1クラブ 1回 2,000円

・1クラブ30人(補助対象人員)とし、1人増すごとに100円加算する。

つきましては、議員各位におかれましてご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長 (久田良平)

以上で請願の趣旨説明が終わりました。

次に陳情第1号「水洗トイレ新設について」を局長に朗読いたさせます。

議会事務局長 (井口潔)

鵜川ゲートボール場 水洗トイレ新設お願いについての陳情書を朗読します。水洗トイレ新設お願い。

首題の件について、鵜川市街の中で唯一娯楽施設の芝広場があります。老人を含む一般住民の憩いのミニグラウンドとして親しんで連日活動しておりますが、しかし肝心の衛生施設のトイレが不整備で使用勝手が悪いので、水洗トイレに改善し、衛生環境や美化を重視した大衆集合場所として、地内の永久的な屋外施設を存続したいと考えております。

行政の諸般の事情を推察し、経費削減の中とは存じますが、何卒ご賢察の上よろしくお願い申し上げます。

陳情者代表 鵜川区長会会長 淵崎昭平 以下 6 区長。

以上であります。

議長 (久田良平)

陳情の朗読が終わりました。

**委員会付託
請願第2号、請願第3号、陳情第1号**

議長（久田良平）

お諮りします。ただいま議題となっております請願2件、陳情1件の併せて3件は請願陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（久田良平）

異議なしと認めます。よって、請願2件、陳情1件の併せて3件は請願陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま付託されました請願・陳情の審査結果については、今期定例会会期中に報告していただきますようお願いいたします。

休会決議

議長（久田良平）

日程第24「休会決議」についてを議題とします。

お諮りします。委員会審査等のため、6月10日から6月12日までの3日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

散会

議長（久田良平）

異議なしと認めます。

よって、6月10日から6月12日までの3日間を休会とすることに決定しました。次回は、6月13日午前10時から会議を開きます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会（午後1時12分）

開 議 (午前10時00分)

開 議

議長 (久田良平)

皆さん、おはようございます。本日、23年度に入りましての初めての一般質問ということで、議員各位の8名から一般質問の通告が出ておりますけれども、また議員各位には闊達な議論をご期待申し上げたいと思いますし、また傍聴の方に関しては、本当に朝早くからここに来ていただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから会議を開きたいと思うので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は18人で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

一般質問

議長 (久田良平)

日程第1「一般質問」を行います。

あらかじめ申し上げておきますが、一般質問の形式は一問一答方式とし、能登町議会申し合わせ事項により質問者の持ち時間は答弁の時間を含め40分以内となっております。また、関連質問についても申し合わせ事項により原則として認められておりません。

それでは、通告順に発言を許します。

11番 志幸松栄君。

11番 (志幸松栄)

おはようございます。

今回は私、3点、質問というか、また執行部からの報告をしていただきたいなど。正確な報告をしていただきたいという3点事項を通告しましたので、執行部の方々よろしく願いいたします。

それでは説明をします。

1点目、能登町議会議員政治倫理条例についてでございます。

現議員の条例遵守について、執行部より現状報告をしてほしいと思っております。

で、よろしくお願ひします。特に私はこの倫理条例というものを議員の中で公共事業に加算するかと、そういうものを重要視して私も参画したわけでございます。この条例については、そういうことを明確に現状を報告願ひたいなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（久田良平）

監理課長 西戸人志君。

監理課長（西戸人志）

それでは、志幸議員のご質問にお答えをいたします。

議員の条例遵守についてということでございますが、議会議員の政治倫理条例につきましては、平成22年11月1日より施行されまして、その後の経過を申し上げますと、まず先ほど申されましたように第5条の公共事業の請負契約に対する遵守事項ということでございますので、町がその遵守事項につきまして該当する企業の把握をしてから以降につきましては、その関係する企業と思われるにつきましては、入札の辞退または応札した場合には落札の実績がないと思われまゝ。また、現時点においても条例違反であるとの審査請求がなされておられませんので、現時点では遵守されていると思ひます。

以上です。

議長（久田良平）

11番 志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

この条例をつくって、町民の方々、また建設関係の方々はどういうふうにして思われるかということでございます。今冒頭に述べたとおり、正確に正直に執行部より報告願ひたいということで、今、関係の入札の現状はないと、落札なし、それから現在はこの条例に皆さんが遵守されているということ報告受けましたので、今回は私も監理課のほうへ行ってどうかどうかということで事前に調べさせていただきましたけれども、今私の脳裏の中には、今この人この人ということで、うちの議員の方々も数名おられますけれども、遵守されているというそれを私受けとめながら、この質問を終わりたいと思ひます。

それでは2点目に移りたいと思ひます。

2点目、町執行部は町民に対しての情報公開についてお聞きしたいと思ひます。

私は例題として、私たち議員が可決した能都中学校の改築事業に対しまして、

一時事業が中断したとします。それに対して、また現在は再開されて予算ももうつくようになったということでございます。この状態がなぜこういう状態に風評が流れてきたのか。また、恐らくや私は地震の災害の問題がこういうふうな問題になったんじゃないかなと私は思いますけれども、特に政治的に執行部並びに動いた方々、教育長並びに皆さん、一生懸命その状態をお聞きしたときに動かれたと思うんです。それを正確に情報公開してほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

議員ご質問の能都中学校の移転改築事業に関することなのですが、まず議員おっしゃるような中断というのは一切なかったということでご理解いただきたいと思っております。

文部科学省の交付金事業の予算内定までの経緯について少しご説明させていただきたいと思っております。

議員もご承知のとおり3月11日に発生しました東日本大震災の影響等によりまして、文部科学省からの交付金の案内が少しおくれておりました。4月8日時点で本年度予定しておりました改築事業の一部だけの案内だけあります。そのため町としましては、県教育長へ能都中学校移転改築事業の重要性を直接お伝え申し上げましたし、また4月15日付では文科省のほうへ要望書も提出させていただきました。あわせて4月25日には県選出の国会議員の皆さんにも同じ要望書の趣旨、説明及び改築事業の重要性をお伝えした経緯がございます。

その結果、国会議員の先生から国の第1次補正予算に組み込まれているとの連絡を受けましたし、また5月6日には県教育長さんからも直接、内定されている旨の連絡を受けております。幸い平成23年度第1次補正予算で本年度予定しておりました改築事業が採択されまして、交付金の内定もこの6月3日付で文科省から通知がありましたので、我々としては非常にうれしく思っておりますし、事業に関してもスムーズな進捗を今後目指していきたいというふうに考えております。

議長（久田良平）

11番 志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

どうもどうも明確なお答え、日にち的にも。今6月3日に内定を受けて完璧に決まったということで、だけど私はこの質問をなぜしたかといいますと、やはりいろんな町を歩いていると、地震の関係だと思うんですけども、一たん内定が停止したというようなことで、何かいろんな混雑なことがあるんじゃないかなということで、すべてやはり執行部の方々がこれだけの小さな町であるから、私は特に情報公開その等をこれから重んじながら執行部もやっていただきたいなということで、そうやって言えば恐らくや皆さんそういう言葉も聞かれなかったんじゃないかなと思いますので、これから早急にそういうものが、私もそれ聞いたときに、ちょっと執行部にこういう話があるんだ、どうかということをお尋ねすればよかったですけれども、ちょっと私はそういう時間もなかったので失礼いたしましたけれども、やはりこういう恐らくや国会議員の方々並びに県議員の方々、やはり予算計上される方々が一生懸命に結局動かれたんだろうと思うんですけども、国会議員は地方では、地方の方々がやはり私たちのことを一生懸命に心配しておられる。

こういうものを今報告を受けたということで、国会議員というものに対して2人おられますが、どちらの国会議員さんでしょうか。町長、ちょっと正直にお答えくださいませ。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今現在、政府・与党であります民主党の近藤先生に要望書を提出いたしました。

議長（久田良平）

11番 志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

やはり与党の近藤さんに要望書を提出したということでもありますけれども、私聞いたのでは教育長と区長と並びにうちの議長さんが3人で近藤さんにお会いしたということで聞きましたけれども、皆さんそういうふうに努力しておられたんだなということでもありますので、また完璧な中学校改築に対して努力をしていただくようお願いいたします。

それでは3点目に移ります。

3点目、地籍調査についてでございます。

この前、先ほど言われた3月11日に関東東北津波、地震その等がありました。うちもそういうような、もし万が一ということで、これは前々からこういう地籍調査というものをしていかなければだめなんじゃないかなと思うんですけども、地籍調査について当町ではどのような考えを持っておられるのか。ましてや多々高齢化率もだんだん進んできております。皆さん町外へ行かれる人も多々増えてきております。そうすると空き家も増えます。だんだん時代も変わってきて、親父から長男、長男から子供ということに変わってきておりますので、地籍というものもきちっとしておかなければ、ちょこっとでも進めておかなければならんがでないかなと、私はそう思うんです。

それからもう1点は、この中で空き家が増えてきております。空き家が増えてきても、その連絡場所もわからない。近所の人。そういう状況をどういうふうにして私たち町民はやっていく必要があるのか、お答え願いたいと思いますので、よろしくお答え願います。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、今議員ご質問の地籍調査につきまして、ご説明申し上げたいと思っております。

災害復旧に当たります際には、やはりまず初めに行うことは被災箇所の地番や所有者の確認など情報収集であろうかと思っております。また、復旧計画をスムーズに行うには、やはり土地所有者との交渉や境界の確認が不可欠であります。現在、当町におきましてこのたびのような東北地方のような大震災が発生した場合には、その作業に多大な時間と労力を費やすこととなりますので、復旧・復興にも大きな障害になるかというふうに危惧しております。

それで地籍調査というのは、やはり行政の効率化にもつながる重要な業務であると認識しております。しかしながら地籍調査の実施状況につきましては、全国的にも進捗が図られていないのが現状かと思っております。石川県内では県全体の進捗率が13%しかないということでありまして、11市町では未着手や、あるいは休止中という状況でもあります。奥能登の2市2町で見ますと進捗率が1%から6%というふうに非常に遅れているのが現状かと思っております。

その原因としましては、土地所有者同士の境界の確定にはやはり双方の合意が必要でありますし、そのときには双方の認識のずれを調整する必要性とか、

あるいは土地所有者の相続人が近隣にいないために立ち会いができないケースもあろうかと思えますし、また既存資料と現地の不整合があるケース等々の幾つかの難しい課題が挙げられると思えますが、本業務の重要性と、あるいは費用対効果を十分勘案しながら検討していきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（久田良平）

総務課長 下野信行君。

総務課長（下野信行）

ただいまの志幸議員の質問の中で、空き家に係ります情報の提供というご質問ございました。空き家につきましては、町が管理しております税務課にある固定資産税の台帳の中で、納税義務者になろうかなと思えます。基本的にそういったものにつきましては個人情報ということになりますので、個人情報の管理については日ごろより適正に管理しております。

今回の事例につきましては、災害時における家屋等の管理者への連絡先ということがございますので、その情報、保護条例の中では個人の生命、身体及び財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要がある場合は公開ができるという条項がございますので、その災害等の状況等を個別に検討した中でそういった情報は提供していきたいと思えますので、個々の相談ということでご理解をお願いします。

議長（久田良平）

11番 志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

事務的なことですので総務課長に町長の答え、本当に進捗率が、進みぐあいが遅いんだなと思えますけれども。地籍調査というものは国庫補助の対象になっているのではないのでしょうかということをお聞きかせ願いたい。

議長（久田良平）

総務課長 下野信行君。

総務課長（下野信行）

以前はそういった国土交通省のメニューにあったということをお聞き

すが、今ほど町長の答弁の中にございしましたが、この事業については個人の財産等の境界確定とか地権者の問題がございまして、そういった事業を採択あるいは要望して補助金いただくという形の中であっても、その事業がその年度内に完成することができないということを受けまして、最近はそのようなメニューはあるようには聞いたのですけれども、そういった事業に手を挙げる自治体が少ないということで、地籍調査をする事前の作業等については特別交付税の中である程度認められるということは聞いております。

議長（久田良平）

11番 志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

空き家情報は災害のときだけということ、今交付金の中で補助金が認められるんじゃないかということ、地籍調査。だけど私は今現在、町内の中で委員長という立場にある。だけど空き家が結構増えてきたんです。私、8年前にもこういう仕事をさせていただいたのですけれども、そういう状況が多々ある。だから皆さんそういう方々が空き家に管理その等について物すごく困っておられる人も多々あるんじゃないかなと。ましてこれだけ高齢化が激しくなり、また町外へ出ていかれる方々、財産を残して。そういう方々が1年1年増えてきておるんじゃないかなと。そうすると、この問題が本当に災害が起きたときだけ個人情報に適用されないということであれば、これは本当に隣、その近所の方々が物すごく空き家に対して、台風その等についても物すごく不安になると思うんです。

それと同時に、また駐車場がないから隣の家何とかかんとかしてくれんかなということ、持ち主に連絡とろうと思ってもとれない。何かかんか法律を打破できるような法的なことがないのかなと。総務課長にもう一遍お尋ねします。何かないんでしょうか。

議長（久田良平）

総務課長 下野信行君。

総務課長（下野信行）

今ほど申し上げましたとおり、町のほうにご相談いただいた場合には今の個人情報保護という中で私どもは運営していくしかないかなと思います。あと、地域の、あるいは町内の方々に隣近所の方々の情報を得てご相談願えるのが一番かなということ、現段階では思っております。

議長（久田良平）

11番 志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

やはり結果は簡潔にならないんですけれども、そうするとやはり役場へ行って何とかかんとか相談するということが結果みたいですね。この空き家情報についても。

地籍調査は、町長、極力交付金の中の補助金つくようで、1%でも2%でもできるような。完璧にそういうトラブルのないような、新興住宅街なんか能登町としては早急に1%でも進めておく必要があるんじゃないかなと思いますよ。

今回は3点質問させていただきましたけれども、1点目の私たち議員倫理法の遵守について、適正に遵守されているということである。また今後、私たち議員も謙虚に受けとめながら、この立法に対して遵守していきたいなと思っておりますので。

それから2点目の問題、情報公開。これからやっぱりこういう問題は早急に、そういう噂が出ないような執行部で今後やっていただきたい。そういう噂が出たら、何かかんとかということで、議員、また議長並びに関係者にでも情報を流して、こういうものがあるんだよということであれば町の噂も出ないんじゃないかなと。

そういうことで今回は3点、ありがとうございました。以上でもって終わります。

議長（久田良平）

それでは次に、6番 椿原安弘君。

6番（椿原安弘）

質問の許可を得ましたので、通告してあります2点について質問をいたしたいと思います。

それではまず1点目に、防災対策関係についてお聞きしたいと思います。

このたび去る3月11日に起こった東日本大震災においては、未曾有の大震災、大津波、そして原発事故の3つの大惨事がほぼ同時に発生しました。世界の歴史上まれに見る大震災と言われております。震災から3カ月がたちましたけれども、被災した数については11日現在でございますが、死亡された方が1万5,413人、行方不明の方が8,069人、合わせて1万3,600人

に近い方が犠牲になられたのではないかとあります。また、いまだに避難所に避難されている方々も10万人近くになっており、一日も早く仮設住宅に入られるようになればと思っております。

亡くなられた方々にはご冥福をお祈りいたすとともに、被災された方々には心よりお見舞いを申し上げたいと思います。一日も早い復興を願っております。

今回の大震災の発生を受けまして、全国の自治体では地域防災計画を見直す動きが相次いでいるように報道されております。想定を超える大津波や原発事故による放射性物質の拡散が現実となり、住民を守るための早期対策が迫られているためだと思っております。

北海道では、国の見直しが進まなければ先んじた対応を考える計画修正に取り組む姿勢であり、福井県では震災を受け、待っていてはだめ、できることから着手するとして沿岸市町村の避難マニュアルの点検を初め、作っていない自治体には早期策定を求めているようです。市町村でも、これは九州の大分県でございまして、大分県の臼杵市が津波の高さ想定を3メートルから10メートルに引き上げて再検討するなど、見直しは各地で広がっております。

また、我が石川県においても国や県、関係機関などで構成する石川県防災会議を4月25日に県庁で開かれ、東日本大震災を受け、県地域防災計画の見直しに向け同会議において震災対策部会を設置することを決めております。震災対策部会では、防災対策の震災対策編を議論対象とし、主に津波対策の見直しを図るようであります。去る6月5日の地方新聞によりますと、石川県は年度内には従来の想定を越す地震にも対応するため、まずは津波の浸水想定区域を15年ぶりに一新するそうでございます。縮尺を細かく変えて精度を高めるとともに、地震の規模や震源域などを見直すとなっております。津波の浸水想定区域は、各市町が策定する避難計画やハザードマップに反映させるそうです。

地域防災計画というものは、地震などの災害に備えた施設の新設や住民への防災教育から発生時の情報提供、避難、救助などの応急対策、その後の復旧まで自治体の災害対応を総合的に盛り込んだ計画であります。災害対策基本法ですべての都道府県と市町村に計画が義務づけられております。各自治体は、国の防災基本計画に基づき、それぞれの計画を作成、必要に応じて修正することになっております。

そこでお聞きいたしますが、当町では地域防災計画の見直しをどのように考えておられるか、お聞きをいたしたいと思っております。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、椿原議員の防災対策関係につきまして答弁させていただきたいと思いますが、議員がおっしゃったように3月11日に発生しました東日本大震災、これはマグニチュード9.0という日本では観測史上最大の地震であり、死者、行方不明者が2万人を超える未曾有の大災害となりました。亡くなられた方々にはご冥福をお祈り申し上げたいと思いますし、また被災された方々には心よりお見舞いも申し上げたいと思っています。そして、被災地の一日も早い復興を願うものでもあります。

今回の大震災で、能登町とよく似た地形あるいは規模の自治体が被災を受けておりますが、この大震災を教訓に当町でもやはり防災施策や防災体制の見直しは急務であるというふうに考えております。

能登町の地域防災計画の見直しはその中の一つだと考えておりますが、町の地域防災計画というのは、国の中央防災会議の防災基本計画及び県の地域防災計画に基づきまして、それに町の地域特性や独自の政策を肉づけしまして町の地域防災計画となっております。当町も平成18年3月に能登町としての地域防災計画を策定しておりますし、平成23年3月、ことしの3月に国の基準の見直しや町の組織変更に伴います修正を行っております。そして今回の東日本大震災を踏まえまして、当然修正が必要と考えておりますが、今回の地震の検証結果がこの秋ごろにまとまるというような話も聞いておりますので、それに伴いまして防災関係の基準とか、あるいは各種マニュアルの作成などの指示もあろうかと思っておりますので、町としましてはその指示にあわせて地域防災計画の修正を行っていききたいというふうに考えております。

議長（久田良平）

6番 椿原安弘君。

6番（椿原安弘）

能登町の地域防災計画書の資料編を見ましたけれども、指定避難場所が99カ所、津波の緊急避難場所が69カ所となっております。津波緊急避難場所の中で、これは場所の標高でございますが、低いところで宇出津小学校が9メートル、それから高いところで老人ホーム鳳寿荘の92メートルとなっております。69カ所の中で標高が15メートル以下のところは16カ所ではないかと思っております。こういった点を含め、全体の見直しが必要ではないかと思っておりますので、またきめ細かくご検討をいただきたいと思っております。

今回の津波被害の大きかった地域でも、自主防災組織が機能して人的被害を食い止めたケースが多々あったと聞いております。特に町内会単位の自主防災

組織のあるところが避難誘導や緊急避難場所が日ごろから把握されており、避難訓練などの効果が大きかったようでございます。

谷本県知事は、地域防災のかなめとなる防災士の養成事業を強化する考えを示しております。県内全体で1,300人以上に増やし、3町内会につき最低でも1人の防災士を確保したいと知事は意欲を語っております。防災士はNPO法人日本防災士機構が認定する資格で、日ごろの防災や災害時の指導者として避難の円滑化を図るなどの役割が期待されております。町内会単位では自主防災組織の設置が進められておりますけれども、知識不足から立ち上げた組織が機能していない場合がたくさんあるそうでございます。

私、昨年の9月議会で自主防災組織の結成取り組みを質問いたしておりますけれども、その後の取り組みはどのようになっているか。また、谷本知事が防災士の養成強化に取り組んでいくと言っておりますけれども、能登町はどのような考えを持っておられるか、お聞きをいたしたいと思っております。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、まず議員ご質問の自主防災組織の取り組みについて答弁させていただきたいと思っておりますが、能登町の自主防災組織は平成23年4月1日現在で組織数が75団体、組織率でいいますと38%ということでありまして、そして防災士の育成につきましては、現在当町では4名の方が防災士として登録されております。

自主防災組織は東日本大震災の前から重要性が言われておりまして、町としましても組織率の向上、あるいは防災士の育成を重要課題だというふうに認識しております。組織率向上に向けましては、平成20年度より石川県が主催しております自主防災組織の組織化研修会に町会長さんや、あるいは区長さんにご案内申し上げて、毎年参加していただいております。本年も6月12日、昨日であります、8町内の会長さんと研修に参加しております。また、平成21年度より消防団や関係団体の協力をお願いしまして防災士の育成にも努めているところでもあります。

自主防災組織については、組織率の向上に至っていないのが現状であろうかと思っておりますが、原因としては、やはり当町は従来から町内間のきずなといいますかつながりが非常に強いことがあろうかと思っておりますし、また能登半島地震も震源地から離れていたために大きな被害もなく、過去に大きな災害がないことなどがそういった意識が薄い部分があろうかと思っております。

しかしながら、今回の東日本大震災の衝撃的な映像を見ますと、やはり町民の皆様にも防災意識というのが高まってきているのではないかと考えております。これを機会に今後モデル地区を選定しまして、自主防災組織を立ち上げ、あるいは防災士を育成し、活動が軌道に乗るように町としましても補助金の支援や指導を行いながら他地区の啓発につながるような取り組みをしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（久田良平）

6番 椿原安弘君。

6番（椿原安弘）

能登町の町内会は193だと思っておりますけれども、3町内会に防災士が1名とすると60名から70名の防災士が必要になると思います。そういうことで防災士の育成にひとつ努力をしていただきたいと思います。

また、きのうの北國新聞でございますが、七尾市が自主防災組織の結成を促進するために補助金を大幅に増額する方針を決めたと掲載されています。特に七尾市は自主防災組織の組織率が24.3%ということで、石川県の平均組織率の75%に比べ著しく低いそうでございます。そういうことで、こういったことから今回の6月補正予算で300万円の補正をして自主防災組織の組織率の結成に努力をしたいと、そういうふうな新聞に掲載されています。

それでは今度は、石川県は古い木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断を希望する所有者に対する補助制度を拡充するようにするようであると聞いております。県と国が半分ずつ負担していた仕組みに市町の負担を加えて、補助額を4万6,000円から9万円以上に増額するようでございます。石川県は東日本大震災で耐震化に対する県民の関心が高まっていると見て、この制度をPRし、耐震化率の向上に取り組むとしております。

県の住宅・建築物耐震化促進事業は、改修が必要となるかどうかを調べる耐震診断の費用の一部を負担するものですが、これまでは国と県が2万3,000円ずつ負担して申請者に対して交付しておりましたが、これからは国が4万5,000円、県と市町がそれぞれ2万2,500円を負担して、これは独自に上乗せする市町もあるようですが、補助額が全部で9万円以上に増えるということでございます。耐震診断には通常12万円から14万円程度かかるとされておりました、新制度になりますと所有者の負担は5万円以下に抑えられるようでございます。当町でも今回の補正予算で耐震診断の補助金が計上してありますので、大変結構なことだと思っております。

当初予算でも耐震工事の補助金が計上されておりますので、町民の皆さんに

周知され、活用していただければと思っております。ただ、予算化はしても、やっぱり住民に周知が大事なわけがございます、この件について町民にどのような方法で周知されるか、これは担当課長であります建設課長にお聞きしたいと思っております。

議長（久田良平）

建設課長 大門康博君。

建設課長（大門康博）

耐震診断の補助制度の周知の方法ということでございますけれども、住宅の耐震診断並びに耐震改修に対する補助制度につきましては、今ほどの議員の説明のとおりでございます。この制度につきましては、平成20年度に能登町既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱というものを定めまして、運用してきたところであります。耐震診断の補助については、今年度から国の制度の拡充が図られまして、今ほど議員が言われたとおり補助率並びに限度額ともに大幅に引き上げられております。町もその一部を負担するということから、今回補正予算に計上をさせていただいたところでもあります。

補助の概要については、要綱を制定した平成20年度より町のホームページの各種申請・手続という欄に掲載をさせていただいておりますけれども、平成22年度までの利用実績というものは残念ながら1件にとどまっております。

地震による建物の倒壊が火災の発生、それから死傷者の増加を招くということ、それから避難路や緊急輸送路の通行不能による救援活動の遅れなど被害の拡大につながるということは明らかなことでありますので、耐震化というものが多くの生命並びに財産を守るためには有効な手段だというふうにも考えております。

今後この制度について、ホームページのほかに7月号の広報のと並びに有線テレビも活用させていただいて多くの方々に利用されるように周知に努めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（久田良平）

6番 椿原安弘君。

6番（椿原安弘）

新聞やテレビでの報道は、家屋の損壊などの被害が津波によるものばかり報

道されています。ところが津波の来ないところでも古い木造住宅の被害が相当あるように聞いております。そういったことから、やはり耐震診断の促進については、ぜひこの際町民に周知されるよう進言いたしたいと思っております。

次に、2点目の世界農業遺産について質問いたします。

昨年12月に羽咋市以北の4市4町が石川県と国連大学の推薦を受け、国連食糧農業機関が認定する世界農業遺産に能登の里山里海を登録するよう申請し、この11日に新潟県の佐渡とともに登録されました。認定されたんやね。能登の風景や文化・祭礼、さまざまな動植物の一体的保存と価値の創出を図ることにより、登録が国内第1号となり、能登が世界の里山里海のモデルとして発信されることになると思っております。

普通だれでも知っている世界遺産は、遺跡や建造物、それから自然を登録対象としているのに対して、世界農業遺産は現在も営まれている農業活動、その基盤となる生物多様性を重視しているようでございます。遺産として次世代への継承を目指す点は共通しております。能登の里山里海を象徴するものとして、県は輪島市の千枚田や能登町の春蘭の里などの景観、珠洲市の揚げ浜式塩田や能登各地の炭焼きなどの里山里海の資源を活用した伝統技術、奥能登のあえのことや能登各市町に伝わるキリコ祭りなどの文化・祭礼を挙げております。世界農業遺産に登録されれば、里山里海保全に向けた国際的なネットワークの構築や観光誘客が期待され、能登の豊かな自然や文化を地域の宝として再認識されるきっかけになり、能登の魅力も高まると想定されます。

登録はされましたが、世界農業遺産としての評価はむしろ今後の取り組みにかかっていると思っております。その名に値するような魅力的な能登振興策を描き、世界へ発信する事例を育てていく必要があると思います。情報発信には知恵を絞り、国連のお墨つきを最大限に生かしていく必要があるのではないかと考えます。登録されたからには、その流れに沿うと同時に、期待にこたえる責任を担うこととなります。能登町としての取り組みをどのように考えられるのか、お聞きをしたいと思っております。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは議員のご質問に答えさせていただきたいと思いますが、議員がおっしゃるとおり、この6月11日に羽咋市以北の能登地域4市4町が佐渡市とともに世界農業遺産に登録されました。先進国では初、そして日本では第1号ということで、G I A H S地域となりました。G I A H Sというのは世界重要農

業資産システムの略であります、これに登録されたということでもあります。

能登の里山里海を象徴するものとしては、当町におきましては議員おっしゃるように春蘭の里の地域おこしがありますし、あえのことやキリコ祭りなどの伝統文化があります。そして、昔ながらの稲のはぎ干しやカヤぶき民家等の農村景観のほかに、希少生物の保存等があります。G I A H Sの目的は、これら遺産の保全、管理、活用を図っていかうとするものであります。この登録を契機としまして、やはり町民の皆様にもふるさとに一層の愛着を持っていただくために周知を進めたいと思っておりますし、また町としましても世界農業遺産の名に恥じないように持続的な農林水産業の振興、そして豊かな農山村の原風景や生物多様性の保全に努めることが観光資源としての利活用にもつながるかというふうに思っております。

また、この登録によりまして国内外から能登地域を訪れる観光客等の交流人口の増加、あるいは地元でとれた農林水産物がブランド化されることによりまして能登地域全体の知名度の向上にもつながろうかと思えますし、これがひいては町の活性化につながっていくものと考えております。

これらの具体的な取り組みにつきましては、今後、県では今年度から里山創成室を新設しております。町でも農林水産部門、そして観光部門、企画部門を連携させまして、できる限り幅広く展開してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（久田良平）

6番 椿原安弘君。

6番（椿原安弘）

輪島市の千枚田や能登町の春蘭の里などの景観、それから珠洲の揚げ浜式塩田、能登各地の炭焼き、これは保存したり活用していったり、いろんな保存したり継承したりする場合は後継者も育成しなければなりません。そういったことから、やっぱり経費がかかります。そういったことから、国や県に働きかけて経費の支援といいますか、そういうものをひとつ努力していただきたいと思えますし、役場内においても窓口は農林水産課になるかと思うんですが、企画部門とか観光部門、教育部門ですか、そういうところの連携がやはりこれは大事だと思います。

そういうことで、この農業遺産のためにひとつ頑張っていたきたいということをお願いいたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

休 憩

議長（久田良平）

ここで暫時休憩いたします。再開時間は11時からとします。（午前10時51分）

再 開

議長（久田良平）

休憩前に続き、会議を開きます。（午前11時00分再開）
次に、3番 市濱等君。

3番（市濱等）

それでは、私は通告に従いまして、海岸線の防災対策ということについて。

この時節柄、津波についても質問をさせていただきたいなと思いましたが、先ほどの議員さんがしっかりと数値的なものは回答を得られていたなというふうに思いますので、私は思いの中から質問をさせていただきたいというふうに思います。

昨年の12月の定例会にもお話しさせていただきましたが、能登町には延々と48.6キロの海岸線がございます。まだまだ対策が遅れているところがあります。津波による対策はもとよりでございますが、高波、また寄り回り波に大変神経を使います。また、被害も必ずと言っていいほど発生しています。

まず私は、高波、寄り回り波について回答を得たいなというふうに思います。人けのない農地海岸に立派な何重にも消波ブロックが施工してあるところがございます。そしてまた、人けのないところにしっかりとした離岸堤があるところがございます。国の対策に私もちょっと疑問を感じているところがあるのですが、この点、町長どういうふうな思いがあるか、ご答弁お願いします。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、ただいまの市濱議員の海岸対策に関してであります。海岸の種類には農地海岸、漁港海岸区域、そして港湾海岸区域、建設海岸など、その背後地の利用形態によりまして区分されまして、それぞれに農林水産省あるいは国土交通省の所管となっております。その対策につきましては、それぞれの省

庁の事業で対応することとなりますが、各省庁での基準も異なっているということも事実であります。

そういった意味では、今、市議員のおっしゃる国の対策に疑問を感じないかということではありますが、それぞれの指定海岸に定められた現在の採択基準に沿って事業を行わざるを得ないのかなというふうに考えております。

議長（久田良平）

3番 市濱等君。

3番（市濱等）

漁港区域とか農地海岸、国の都合でいろいろ区切られておりますが、どちらともつかんような、例えば私たちの住んでいるようなところにはそういう消波ブロックも全然施工してないところがございます。何かその点について疑問を感じております。

そこで私は、今年の4月1日の新聞でございますが、そこに国土交通省が能登内浦海岸を水防警報海岸に指定したとありました。そういう記事が載っておりました。この事業について、どのようなものなのか、その後でどういう何か対策工事とかというものがあるのか、こういうことも少しお聞きしたいと思います。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

ただいまの水防警報海岸の指定についてであります。平成20年2月に発生しました寄り回り波の被害を踏まえて、今年の3月31日に当町の海岸線すべてを含みます恋路から七尾市の鵜浦町までの約182キロが能登内浦沿岸という名称で水防警報海岸に指定されております。

この指定によりまして、高潮やうねり、波浪などの気象警報が発令された場合には石川県からその情報が伝達されまして、消防団の出動による海岸の巡視や、あるいは土のう積みや避難誘導などの水防活動を行うこととなります。対策事業につきましても、現在のところ被害が発生した場合の復旧事業等に限られておりまして、そういった予防的なものの工事というのはこれには含まれていないということでご理解いただきたいと思います。

議長（久田良平）

3番 市濱等君。

3番（市濱等）

予防的な工事とかは含まれてないと今答弁ございましたが、できたらこういうチャンスでございますので、町長に町で努力していただいて、そういう予防的なものも含めていかれるような方向はとれないものか、またその点よろしくお願いいたします。

次に、津波対策ということについてでございますが、海岸線にもいろんなところがございます。背後が高い山で、例えば子供とかお年寄りがすぐに避難できないという地域が能登町にも多々あると思います。例えば姫の向浜地区とかそういうところは、すぐ後ろを振り返っても避難経路がないというふうなところもあります。それは今後マップではそういう対策も恐らくなされると思いますが、その点も含めて、48.6キロくまなく調査していただいて、避難路の確保、また足りないところは近く例えば堅牢な建物などを借り上げて避難できるような場所を設定していただければなというふうなことも考えております。

そしてまた、今度の補正予算の中に東日本の震災地の視察の予算が計上されましたが、私たち海岸付近に住んでおる者につきましては大変ありがたいなというふうに私は感じております。能登町では大体6割、7割の住民の方々が海岸線に住んでおられるというふうなこともかんがみまして、津波の恐ろしさというものを目の当たりにしたいなというふうに。

私は津波に対して心穏やかではございませんが、この前の議員全員協議会の中でも申し上げました。口伝ではございますが、私たちの地域にも200年ほど前に大変大きな津波が来たというふうなことを私は聞いております。東日本大震災も200年ぐらい前にもどこか高いところに、ここから以下は家を建てたらいかんですよというふうな地域が示されていたというふうなことも聞いております。明日は我が身かなというふうなことも考えております。

特に私は震災の影響で、日本中地震があるなというふうな思いはしております。特に私は懸念するのは、糸魚川断層というかユーラシアプレートの上に乗っているそこに糸魚川断層が海底にずれたとき、能登半島とすれば大変な思いがあるのではないかなということをお心配しております。百聞は一見にしかずといいます。そこへ行くとやっぱり人の人情、それから匂いとかいろんなものが感じられると思いますので、ぜひこの機会にこの現地を見て、今後の議員活動に役立たせたいなというふうに一応私は考えておりました。

そこで私、この思いを募らせて原稿に書いて、後で11日の朝でしたか、北國新聞の3面のトップでしたかね、輪島地内でも180年前に8メートルくらいの津波が来たというふうに記されておりました。そういうことを思いますと、

私は歴史は繰り返されるのではないかなど。特に私は信仰しておる中国暦の還暦、60年に一度もとのえとに帰るといふうな中国独特な考えがございまして、それを私は大変信仰というか思いの中に含ませていただいております。

その中でも、このたびの考えてみますと核の被害も実にそうだと私は思います。太平洋戦争が核で終結してから65年後、またもや核の被害が繰り返されています。私の信条は温故知新でございしますが、歴史をひもといて少し先を感じる、少し先を見る、この思いでこの地域が被災したときに被害が最小限に食い止められればなというふうに私は考えて、被災地視察をすごく期待を持っております。

予算措置においていろんな方々のご意見もございしますが、クールビズの世の中でもございまして、胸襟を開いて、ここは一番この皆さんで視察してこれればなというふうなことも思いまして、この質問の最後に、町長に津波の心構え、また思いなどを答弁をいただければ大変ありがたいなと思います。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今の市濱議員の津波に関してであります、能登町内には津波の指定避難場所というのが先ほど椿原議員もおっしゃったように69カ所してあります。津波警報発表の際には、住民の皆さんに避難を呼びかけることとなっておりますが、津波避難の指定経路等は特に定めておりませんが、細かい細い小路でもよいので住民の皆さんができるだけ早急に避難していただくことが大事かなと思っております。

東日本大震災の映像を見ますと、津波の指定避難場所の選定、あるいは防災体制についても見直しの必要性も感じておりますし、東日本大震災でも指定の避難場所に向かう途中で津波と遭遇したり、あるいは指定された避難場所が被災してしまうというふうなケースも聞いております。先ほどの地域防災計画の見直しと重複しますが、検証結果を踏まえて見直し等を行っていきたいというふうに考えております。

また県のほうでは、この6月補正に津波のハザードマップ作成費として2,000万円を計上しております。内容としましては、従来の縮尺10万分の1の地図で表示していたものを1万分の1まで拡大して表示するというでありますし、また従来500メートルごとのメッシュで表示したものを居住地域では10メートルメッシュ、あるいは非居住地域では50メートルメッシュで

表示しまして詳細化も図るということもあります。町がこういったハザードマップを作成する際には、このデータが活用できるものと思いますので、県のマップを参考にした上で作成してまいりたいというふうに考えております。

議長（久田良平）

3番 市濱等君。

3番（市濱等）

次に、経費削減とエコ対策ということで質問をさせていただきます。

経費削減は常に常態的に考えておらなければならないことですが、なかなかうっかりしておって、ままならないのが現状でございます。車の燃料でいいますと、急発進などで無駄な燃料が消費されることが多々あります。

この5月の11日から20日まで行われた春の交通安全運動の期間中に、能登警察署が企画をし、そしてまた能登安全運転管理者協議会が能登自動車学校で実施したエコ運転コンテストというのがございました。大変有意義な講習会でありました。最初に運転したときと指導員に講習を受けたときで37%消費を改善された方もいて、いい体験になったなというふうに考えております。町の車両のエコカー化も進んでいると思いますが、エコカーがどれだけ増えてもやはり乗る人の意識改革というか大切ではなからうかなというふうに思っております。私も参加してみまして、日ごろの運転に少し自分が変わったなというふうな感じがしております。

職員のエコドライブの講習会の開催など、どうでしょうかね。また能登自動車学校もございます。エコドライブ推進の町を宣言されてはどうかなというふうに思いますが、町長、ご答弁をお願いします。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今のご質問、エコカーのお話だと思いますが、町としましても燃料費の軽減策としまして公用車を集中管理もしておりますし、また車両経費の削減に努めてもおります。また、車両の買い替え時にはできるだけ排気量の小さい車、あるいは環境とか燃費に配慮しました議員がおっしゃるようなエコカーを選定しております。

しかしながら、やはり議員がおっしゃるように運転者の意識というのも必要かと思っておりますので、職員に対してもそういった意識を持てるような講習会なり、

あるいは勉強会なりというの必要なというふうに思っております。

議長（久田良平）

3番 市濱等君。

3番（市濱等）

最後になりますが、たくさん施設がある能登町です。たくさんいろんな支所とかございます。電球のLED化というか、現状はどんなふうになっているのか。それから節電が言われている今日ですけれども、LED化を実行することは大切だと思いますが、その辺あたりもひとつご答弁いただければありがたいなと思います。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

議員ご質問の電灯のLEDについての現状であります。能都庁舎の1階と2階の一部に昨年度、LEDを120本設置しております。LEDの消費電力は蛍光灯に比べまして約60%とエコでもありますし、そういった意味では節電効果というのは十分あるかと思っております。しかしながら、まだまだ設置費用が高額であるということもありますし、費用対効果という面では万全な状況ではないと思っておりますが、しかしエコの普及や機運を高めるためには町が率先してそういった対策を講じる側面もあるかというふうに思っております。

また電気料金の軽減ということに関しましては、現在、基本料金の削減を行うために前年度よりデマンド監視システムを導入しております。平均需要電力の監視や抑制に努めておりますし、これによりまして年間約500万円だった能都庁舎の電気料金が約60万円削減することができたということでもあります。

また、クールビズに関しましても前年度より2カ月ほど期間を延長して今年度は行いますし、また庁舎の温度上昇抑制に一定の効果がありますグリーンカーテンを本年度は各庁舎で行っており、夏場の消費電力の削減に向け努力しているということで、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（久田良平）

3番 市濱等君。

3番（市濱等）

大変努力されているということをお伺いして、安心をしております。ますます努力していただければありがたいなと思います。

被災地の復興のために国も大変だと思います。それから増税論議もございしますが、地方にしわ寄せが来ると思います。当町にとっても少なからず影響が来るのは必然かなというふうにも思っております。財政健全化に努めているこの能登町、そしてまた町の発展のために頑張ってくださいことを期待を申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（久田良平）

それでは次に、1番 金七祐太郎君。

1番（金七祐太郎）

それでは、通告に従い、一般質問を行いたいと思います。

まず1点目なんですけれども、高校生バス通学補助についてお伺いします。

のと鉄道廃止以来、代替バスとして路線バスが穴水―珠洲間を走るようになり、開始以来、最初のころは県からの高校生通学補助が出ていたと思います。しかし年々補助が少なくなり、現在では県からの補助がなくなっております。その間、県立高校が再編、統合されたことにより、能登町においても高校への通学距離が延び、路線バスでの通学を余儀なくされる高校生が増加しました。

路線バスでの通学費用はとても高額です。例えば松波から飯田高校下までですと1カ月1万6,400円、3カ月定期で4万6,850円、年間にしますと18万7,400円になります。小木や宇出津、また鶴川のほうからも通われている方がいらっしゃると思いますが、それよりももっともって高額になります。いつもいつも昨年の議会から前回の全協でも、また今回の初日でもほかの議員の方や私も質問され、町長答弁も何回も聞いておりますが、しかし近年の景気低迷により通学費用はどの家庭でも家計の大きな負担になっています。

高校へのバス通学により高額な負担をせざるを得ない家庭の負担軽減のため、また少子化問題という観点からも、バス通学定期への補助制度を開始できないものか。これは能登高校の補助の問題からは切り離して、町長からご答弁をお願いいたします。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

議員ご質問の高校生通学補助につきましては、昨年の第4回の定例会の一般質問でも触れさせていただきましたが、現在町が行っている通学費補助というのは、あくまでも能登高校の存続を目的にして、同校に通っている生徒を対象として通学費の一部を助成しているものであります。昨年度までは遠方の通学者を対象とした制度でしたが、今年度からは定期券を購入した金額の2割を助成することで少しでも多くの保護者の皆さんにもご理解いただきたいという思いでやっております。

また話は違いますが、当町では平成17年の能登線の廃止によりまして、運行している転換バスを含めた生活路線バスが13路線、56系統、今現在運行されております。そして、バス事業者に対しましては年間約1,700万円の赤字補てんを行いながらも、大切な通学通勤、そして通院等の足を確保しているというのが現状であります。

議員ご指摘の能登高校以外のバスの通学者への補助につきましては、やはり能登高校の存続施策と非常に関連性もありますので、その辺でご理解いただきたいというふうに思っております。

議長（久田良平）

1番 金七祐太郎君。

1番（金七祐太郎）

できれば少子化問題対策と絡めて、もっと前向きに考えてもらえればありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは2つ目の質問、財団法人能登町スポーツ振興事業団について。

ちょっと略させていただきますが、能登町スポーツ振興事業団は、能登町住民の健康促進のための体育施設の管理を目的に事業を行っていると思います。また、細かいことですが体育協会の事務、またスポーツ少年団の事務なども行ってもらっています。

その能登町スポーツ振興事業団が、ふれあい公社が株式会社設立後、解散し、施設等の管理をその会社に任せると聞きました。なぜこのような流れになったのか。また、住民福祉のために大切な重要な体育施設等を営利を目的にした株式会社に管理させることについての見解をお伺いします。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

能登町スポーツ振興事業団、そしてまたふれあい公社の件であります。新しい公益法人制度というのが平成18年5月26日に国会で成立しまして、平成20年12月1日から新公益法人制度がスタートしたものであります。その後5年間は特例民法法人として存続できますが、平成25年11月30日を過ぎますと解散したものとみなされます。それで、財団法人能登町ふれあい公社及び財団法人能登町スポーツ振興事業団の組織再編が必要となったわけであり

ます。

財団法人能登町ふれあい公社につきましては、議員おっしゃるように新しく株式会社を立ち上げて、そのまま業務内容を新会社へ移行することとしております。ただ、その新会社設立時の新しい定款の中には、現在の財団法人能登町スポーツ振興事業団が管理する施設の運営ができるような内容を盛り込んでおきたいというふうに考えております。それで、スポーツ事業団に関しましては今年度末をもってスポーツ振興事業団を解散しまして新会社へ統合することにより、業務効率が向上するものというふうに考えたところでもあります。これは、平成21年度に作成しました第2次の行政改革大綱及び実施計画におきましても第三セクターの整理統合を図ることを計画しております。

金七議員が懸念されております営利を目的とした株式会社に住民福祉のための施設管理が可能かということではありますが、現在の能登町ふれあい公社におきましても施設管理を主体とした業務運営に関するノウハウも蓄積しておりますし、また人材交流や業務の効率化が図られるものと考えております。さらには教育環境の充実も図られ、ソフトテニスなどの県外からの交流人口の拡大を促進する上でも連携が非常にスムーズに行えるというふうに思っております。

今回の組織の再編は、国の法律改正による見直しが発端となっておりますが、当町におきましても将来的な業務の見直しや効率化というのは避けては通れないものと考えております。その上で、当面は利用される住民の方にサービスの低下を招かないように人員配置を行うことは重要であります。後々この組織の再編が住民の方にとってもサービスが向上し、また、そこに働く方々にとっても充実した職場環境となるようにしたいと考えておりますので、ご理解、ご協力いただきたいというふうに思っております。

議長（久田良平）

教育長 中口憲治君。

教育長（中口憲治）

ただいまの金七議員の質問にお答えしたいと思います。

経緯としましては、事業団のことなんですが、今年の3月28日に内浦スポーツ研修センターにおきまして22年度の第2回の理事会を開催いたしました。その中で、議案終了後でございましたが、その他といたしまして、事業団の方向性を報告いたしております。先ほど町長が申していましたとおり、現在第三セクターのスポーツ振興事業団、そしてふれあい公社がございます。その中に、このスポーツ振興事業団に関しましては旧内浦町で事業団を設立いたしております。その際、スポーツ施設建設のために町の財政事情もあり、借入れを目的として設立されたものでございます。現在は、その借入金に関しましては現在終わっております。その段階で、先ほど町長が申しましたとおり、今年度中にふれあい公社が株式会社化することによって、そのスポーツ振興事業団がそちらのほうに吸収されるという形をとったほうが町の計画としてスムーズにいくかと思っております。

いろいろ理事の方から事業団を残してくれというお話もございました。しかし先ほど町長が申しましたとおり、25年の4月に法律改正がされ、事業団の行き先を決めなくてははいけません。そのために町としての決定に従うつもりでおるといことで報告して、ご理解がなされたものと思っております。

以上です。

議長（久田良平）

1番 金七祐太郎君。

1番（金七祐太郎）

今、25年で自然消滅するようなことをお伺いしました。このまま、例えば事業団のほうで解散するときは4分の3の同意が要するというような定款もあると思うんですが、もしそれが4分の3解散できませんということで解散しなければ、自然と25年11月30日で財団法人は消滅するということよろしいでしょうか。

議長（久田良平）

教育長 中口憲治君。

教育長（中口憲治）

実際の業務はそのままいっても続けられると思います。ただ、法的にいいまして今の財団法人としての今までどおりの運営ではなく、違う方法で進むべきという形になります。ですから、今の現在の状態の事業団としては消滅という

ことになります。

議長（久田良平）

1 番 金七祐太郎君。

1 番（金七祐太郎）

お話わかりましたが、やっぱり体育施設とは住民福祉の一番重要なものだと思いますので、できればとにかく住民が不便にならないようもう一度お考え直していただき、財団法人残るか残さんかありますが、もう一度考えていただければありがたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

入札公告についてですが、私まだまだ新人なもので全然わからないことばかりなのでお聞きします。今年度、能都中学校の改築事業や有線放送事業など大型な公共工事があります。そこで、平成23年5月20日付で公告された能都中学校移転改築校舎棟工事、それから能都中学校移転改築屋内運動場棟工事において、公告後、5日後の25日に訂正する公示が出されています。訂正前は「一級建築士または一級建築施工管理技師の国家資格を有し、かつ建築一式工事に係る監理技術者の資格を有する者」、訂正後「一級または二級建築士もしくは一級または二級建築施工管理技師の国家資格を有する者」と変更されています。なぜ一回一般に公告したものが5日後に訂正されたのか、経緯をお伺いしたいと思います。

議長（久田良平）

副町長 田下一幸君。

副町長（田下一幸）

今、金七議員が質問された件について、ご説明いたしたいと思います。

まず、能都中学校の移転改築工事の中に4件ございます。内容は、校舎、校舎の中に含まれる電気、それと設備、それと体育館。俗に屋内運動場ですけれども。正しく言えば屋内運動場なんです、体育館。このうちの2件が共同企業体方式で受注を求めています。

共同企業体、これは少し専門的な言葉で申しわけないんですけども、企業が例えて言えばAという区分の段階の人、Bという区分の段階の人、今回の場合はCまで。それと体育館についてはAという区分の方、Bという区分の方、それぞれ必要要件を求めています。と申しますのは、俗にJVという言葉でも表現したりするんですけども、能登町では3,000万円を超えますと、

いわゆる一般競争入札に付することになっております。この案件は当然、全体で十四、五億円になりますので、先ほど4分割したにもかかわらず、すべてが3,000万円を超える案件であります。

また、共同企業体で発注する場合の一つの金額の目安といたしまして、国土交通省で示された準則みたいなものがあります。それを参考にしながら、基本はあくまで能登町の建設業者が参加資格があるような要件にいたしたいということが根底にあります。

そこで、先ほど議員さんが公告内容の変更についてお話しされました。この変更をなぜしたんだということは、その資格要件は日々業者によって変わってきます。例えば、その状態で公告したときに、受ける要件の会社が例えば一級施工管理者がいたんだけど、途中でたまたまほかの案件のものを受注した。したがって要件から落ちてしまう。そんなことがありまして、できるだけ地元業者が参加資格をまず持てるようにいたしたいという趣旨で、そういう改正をしたものであります。また、ご理解のほどをよろしく願いいたします。

議長（久田良平）

1番 金七祐太郎君。

1番（金七祐太郎）

途中で一級建築士が転勤になったとか、ほかの案件へ移られたとか、いなくなられたということですが、例えばこれだと5日後ですね。20日に出して、5日後に一級建築士がかわったとかかわらんとか、ちょっと私も納得いかんような感じなんですけど、とりあえず能登町の業者を優先にやるということで、私は理解したいと思います。

でもこういう公示、公に公告する場合は、もっと慎重に能登町、これは指名願じゃないですけども、指名願のときは管理者が何人おるとか出てくると思うので、その辺は皆さんもわかっておられると思うので、もっと慎重に考えて、最初からこのような文章にしておけば何も問題なかったのかなと思います。

最後になりますけれども、他に、さっきも副町長さんおっしゃられましたけれども、電気工事、機械工事もあります。ほかにも今後、公共事業がたくさん出てくると思うんですけども、地元業者に対する対応はどうお考えでしょうか、今。

議長（久田良平）

副町長 田下一幸君。

副町長（田下一幸）

まさにその問題は地域の経済にとって大事な問題だと思っております。能登町の建設約款、契約を結ぶときの条文の中に、下請業者についてはできるだけ地元の業者を使ってくださいという条項も入っておりますし、また入札の会場に町長が出るときもありますし、私が出るときもありますが、そういったときには、できるだけそのような方向で努力してくださいということは申し伝えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（久田良平）

1番 金七祐太郎君。

1番（金七祐太郎）

今後できるだけ能登町の業者が仕事できるようにお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

よろしくお願いいたします。

休 憩

議長（久田良平）

ここで暫時休憩いたします。再開時間は午後1時からといたしたいと思えます。よろしくお願いいたします。（午前11時43分）

再 開

議長（久田良平）

休憩前に続き、会議を開きます。（午後1時00分再開）

次に、5番 酒元法子君。

5番（酒元法子）

それでは、通告してございます件につきましてお尋ねいたしたいと思えます。

先ほど来より同じ質問になるかと思えますが、どうぞよろしくお願いいたします。

未曾有の東日本大震災によるニュースを見るたびに、聞くたび、見るたび胸を痛めております毎日でございます。その件につきまして、現在、死者、なお行方不明者、避難者、12万人を超えております。福島第一原発においても収束のめどが立たない状況であります。

そのような状況の中、全国的に防災計画の見直しや防災意識の高まりが起き、さまざまな取り組みがなされております。当町は、その自然環境から内海に面しているといいながらも、より一層の津波被害を想定した防災計画が必要ではないかと思われまます。また、過疎化、高齢化により災害弱者に対する対応の見直しも必要になってくるのではないのでしょうか。

以上のような点を踏まえ、まず当町の防災計画の見直しについて再度質問いたします。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

まず、能登町の防災計画の見直しであります。今議員がおっしゃるように弱者の方々も含めて、国の検証結果がこの秋ごろ出ますので、その基準あるいは数値等を踏まえて能登町の防災計画の見直しをやっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（久田良平）

5番 酒元法子君。

5番（酒元法子）

先ほどから何度もご答弁をいただいておりますが、わかっているんですが、避難経路、避難場所の看板を何度もお願いしてきましたが、やはりだれもが関心を持っておられますことから一日も早い設定をお願いしていただきたいと思っております。看板については、世界に通じる英語版もちょっと添えていただけたらありがたいかなと思ったりしております。よろしく願いいたします。

それでは次に、ハザードマップについてでございますが、当町は海岸線に面しているため埋立地も多く存しております。今回の東日本大震災においては液状化による家屋や道路の被害も多く見られました。当町においては、ハザードマップの配布や避難場所の明示などさまざまな防災への取り組みがなされておりますが、液状化現象や地区ごとによる津波被害の想定等を考慮したハザードマップの作成が必要でないかと思われまます。事前にそのようなものを明記したハザードマップを町民に配布することによって、町民の避難場所、避難及び対応等もより安全なものになると思われまますので、その点についても伺いいたします。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

津波ハザードマップに関してなんですが、やはり今回の東日本大震災の津波の脅威を改めて見せつけられましたので、決して当町にとっても海に面している町ということで他人事ではないと思っておりますので、津波ハザードマップの作成というのは早急に行わなければならないというふうに思っています。

先ほども答弁させていただきましたが、県のほうでもこの6月補正で津波ハザードマップの作成費を計上しておりますので、それも参考にしながら、あるいは国の検証の数値を参考にしながら能登町のハザードマップを作っていきたいというふうに考えております。

議長（久田良平）

5番 酒元法子君。

5番（酒元法子）

他の市町は割と早くハザードマップができていたんでしょうか。2度目の配布ということも目にいたしました。なるべく早いほうがいいかなと思ったりいたしております。よろしく願いいたします。

次にですが、福島第一原発では半径20キロメートルを避難指示区域、30キロメートルを屋内退避指示区域と指定されておりますが、志賀原発で万が一同様の指示が出された場合、能登が寸断されることが容易に想定できます。万が一そのような場合になったときは、救援活動、避難活動、物資輸送などのさまざまな場面で多大な影響が出てくると思われます。船を使った海路での救援活動や物資輸送などの対応について質問いたしたいと思っております。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今の議員のご質問というのは原発の対応ということだと思いますが、従来の原発の対策というのは、原発が立地しております自治体を中心に対策を講じてきたのが現状かというふうに思っております。そういう意味では、本町の防災計画でも原発の事故を想定した対策を掲載してはございません。しかしながら、今回の福島第一原発の事故対応を見ますと、議員がおっしゃるように半径20

キロメートルが避難指示区域、そして半径30キロメートルを屋内退避指示区域として住民が避難する事態となっておりますので、決して他人事ではないと思っています。

また先般、6月1日の日ではありますが、奥能登2市2町を初め北陸電力と福島第一原発を踏まえての協議をしました。この席上でも酒元議員と同様の質問がありましたが、やはり今後の課題ということで、関係機関と連携を強化しながら対応策をとっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

議長（久田良平）

5番、酒元法子君。

5番（酒元法子）

昨日でしたか、地域の住民が自主的に防災活動を行う自主防災組織の結成を促す研修会が輪島市で開かれました。この研修会には、輪島市や珠洲市など奥能登地方での自主防災組織が結成されていない地区の代表者を中心としたおよそ70人が集まったと聞いております。県や地元自治体では、地域リーダーとして避難活動や救援、救助活動を行う、先ほどもおっしゃってりました防災士の育成を初め、引き続き自主防災組織づくりを進めていくと聞いておりますので、当町としても積極的にこのような取り組みを進めていただきたいと思います。

以上でございます。

ということでもありますので、またツルの一声でございます。町長、看板のほうをよろしく願ひいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（久田良平）

それでは次に、15番、鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

私の先に3人、4人と防災関係の質問がございましたけれども、やはり今回は未曾有の大危機があった、大津波があった後でございますので、やはりどうしても防災関係に集中せざるを得ないということでございますので、ひとつまた違った角度からのアプローチもやっていきたいと思ひますので、重複するところもあるかもしれませんが、ひとつよろしく願ひいたします。

3・11東日本大震災のつめ跡はいまだに深く、特に福島第一原発を破壊し

た大津波の威力は我々の想像をはるかに超えるものでございます。そして、目に見えない放射能による恐怖に福島県民ならず日本中がおびえているのが現状ではないかと思われます。

震災から3カ月を経て、いまだに瓦れきの撤去もままならず、9万人以上の避難民が仮設住宅さえ入ることができず、暑さ厳しいこの夏を避難所で迎えようとされております。復興への道のりはまだまだ遠く、被災された皆様のお苦しみはいかばかりか思うにつけ、今回の地震とそれに伴う大津波という自然の猛威に改めて思いをいたしているところでございます。

我が能登町においても総延長およそ50キロという海岸線を有する町でございます。津波の襲来は到底人ごととは思えないものであり、大多数の町民の皆さんも我がことのように心配なさっていると思うのでございます。

宇出津在住のあるご家庭では、一家全員で避難の訓練をもうしましたと。どの道を通ってどこまで行けば安心なのか、お子さんと一緒に通ってみて体で覚えさせておきたいと、こうおっしゃっておいりました。行政が堤防を造ったり避難用マップをつくることはもちろん大切なことではございますが、それも限界がございませう。町民の皆さんお一人お一人が自分で経験してみる、自分でやってみる、通ってみる、逃げてみる。やはりああいう巨大な津波が来たときには逃げるしかないということをお一人お一人が自覚をする。そしてまた行政がそのことを徹底して指導していく。こういうことが大事ではないかな、それが基本ではないかなと私は思う一人でございます。

そこで、まず何点かお尋ねいたします。

第1に、当町の地域防災計画、それに津波を想定した訓練あるいは計画、そういうものがなかったのではないかと、こう思います。いかがでございませうか。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

能登町の地域防災計画には、石川県が平成7年度から実施しました地震被害想定調査の結果に基づきまして津波被害を想定しております。

議長（久田良平）

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

想定をしておったということでございますが、毎年、秋になると新港で防災訓練が行われておりますが、この新港というところはお存じのとおり埋立地でございます。到底地震対策の訓練にはなっても津波対策の訓練になる場所ではないというふうに私は思います。そういう意味で、海拔1メートルかそこらでございますので、到底津波が来たらひとたまりもないと。どこかの大槌町みたいな運命になる。テント張った途端にざっと流される、こういうふうなところでございますので、こういった場所で日ごろ訓練しているとそういう事態にもなりかねませんので、やはりそういうものを含めて防災訓練という、津波を想定しますと高台でやっておかないと体で覚えるということにならないのではないかなと思っておりますが、そういう意味で今年からは場所の選定含めて防災訓練も少し見直す必要があるのではないかと、こういうふうに思いますが、いかがでございましょうか。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

議員おっしゃるとおり従来の防災訓練というのは新港で行っておりまして、大雨時に大地震が発生したという想定で訓練を実施してまいりました。しかしながら今回の東日本大震災を踏まえまして、本年度はこの防災訓練、10月16日に予定しておりますが、その中で準備を進めておりますが、その際は町内各地区においてのそういった避難訓練等も取り入れる予定にしておりますので、そういったことが今後の津波対策にも役立つのかなというふうに思っております。

議長（久田良平）

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

町内各地区で行うと。そのとおりですね。住民総参加のものがいいかということでございます。

次に、小木中学校では既に実施いたしました。報道されておりました。津波を想定した訓練、中学生の訓練だったというふうにテレビ等で出ておりました。新聞にも出ておりました。当町全域において、あるいは海岸に沿ったような学校においてはそういう訓練をするべきではないかなと。大概学校というのは幸い高いところにあるように思うんですけども、問題は学校にいるときだ

けに襲ってくるわけではないわけで、夜の夜中であろうと朝であろうと日中であろうと日曜であろうと関係なくやってきますので、そういういろんな角度から想定して逃げる訓練、いわゆる避難をする訓練、こういうものを学校単位で考える必要があるのではないかなと、こう私は思いますが、この点、教育長いかがですか。

議長（久田良平）

教育長 中口憲治君。

教育長（中口憲治）

ただいまの質問にお答えいたします。

議員もご存じのとおり消防法第8条に、学校などの多数の方が出入りし勤務する場所では、防火管理者を定め、防火対象物についての消防計画の作成、それから消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練などの実施など、防火管理上必要な業務を行わなければならないと定められております。

当然、町立の小中学校では毎年各種の防災訓練を実施し、防災意識の徹底と必要性を強く認識しているところでもあります。3月の震災を受けまして、4月以降の校長会、教頭会におきまして津波に対しての危機管理体制の見直しを指示したところでございます。今日までに全小学校、6校ありますが、地震、火災、津波などの防火訓練は実施いたしております。次に中学校では、今日までで2校、実施済みでございます。残り3校も既に実施計画を立てておりますし、今後、順次実施したいと思っております。また、各小中学校では年2回以上訓練を実施しておりますので、理解のほどよろしくお願いいたします。

先ほど議員も言われたとおり、5月31日に小木中学校がいち早くしたことで新聞、それからテレビ報道をなされております。このやり方としましては、学校にいた状態というよりも、家から例えば小木小学校、小木中学校まで到達するためにどれぐらいかかるかということの訓練を行っております。その時間によって今後、地域住民の方々を一緒になって、どうすれば地域の方が一緒になって逃げれるかというそのあたりも考えたいと校長が申しております。

町としましても、小中学校では危機管理の一環として、日ごろ地震、火災など防災訓練にあわせて不審者対策も実施をしておりますので、理解のほどをよろしくお願いいたします。

議長（久田良平）

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

実施していると、あるいは実施するというお答えでございました。子供の子供からのこういう訓練というものが大人になってもずっと身につけていくことのでございますので、特に小中あるいは高校もそうかもしれませんが、こういう訓練はきちっとやっていく必要があるというふうに思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから一般町民、先ほど来ございましたが、自己防衛組織をつくるという防災組織を立ち上げるというものがあるわけですが、ただ難しいのは、在宅介護をされているところとか、あるいはひとり暮らしのお年寄りがいらっしゃるところとか、あるいは元気なお年寄りはいいんですが、足腰が少し不自由だとかこういう場合、逃げ切れないわけですね。こういうことに対するいわゆる手当て、一体どういうふうに考えていらっしゃるのかなど。

施設介護、これは施設できちっとできると思うんですが、在宅介護を進めておるわけですが、在宅のお年寄りの場合どういうふうに考えていらっしゃるか、ちょっとその点お聞かせいただきたいと思ひます。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

そういった在宅介護あるいは高齢のおひとり暮らしという方の対応というのは非常に難しいと思ひます。ただ先ほども申しましたが、自主防災組織というのを立ち上げることによって地域である程度自分たちの安全を守る、あるいは自分たちの力でやっていただけるというのが一番だと思ひます。ただ自主防災組織を立ち上げるにしても、行政からの押しつけでやったのではやはりうまく機能しないと思ひますので、その地区、地区で地域の方が自発的にそういった防災意識を高めていただいて、そして地域の住民を守ろうというような意識の中でいろんな訓練をやっていただくのが大事なのかなど。想定外とか想定内という話もありますが、いろんなことを想定しながら地域でそういった弱者と言われる方を守っていく手だてを考えるべきなのかなというふうに思ひます。そのためには、町としてもできるだけ支援はさせていただきたいというふうに思ひます。

議長（久田良平）

15番、鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

また町としての支援が可能な限り、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次に、当町にはいろんな施設がございますけれども、いわゆる介護施設ですね。この介護施設が万一、水害に遭ったとか地震に遭って壊れかけたとか、こういうことがあるわけですが、そうしたときにその方々、それこそ50人単位、100人単位というふうになりますが、避難できるような代替施設といいますか、いわゆる福祉施設というわけですが、福祉用の代替施設ですね。そんなところは想定されておりますか。あるんですか、ないんでしょうか。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

特にそういった福祉施設に入居されている方のための代替施設というのは設けておりませんが、町民の方がやはり避難所とされるような場所は、町としては用意してあるつもりであります。ですが、そういった福祉施設の方が特別に別の場所へ全員そろって移動とかいうのは、ちょっと難しい面もあろうかと思いますが、町民全体の避難場所という形では町としては設けてあります。

議長（久田良平）

15番、鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

想定外ということは今後、想定外を考えてはいかんというのはおかしい表現ですけども、想定外だったということは言えないように万全の体制をこれから構築していかなばならないと思うんですね。やはり津波という、例えばそれに限定した場合、非常に低い位置のところそういう介護等の施設があるとすれば、そういうことも起きる、起きないとは限らない、あるいは起きる可能性が大であると、こう言えるわけで、それを町が認可した、許可した、あるいは県が許可したとなれば、万一のときは一気に運んでいける、大丈夫なんだということはないといけないと思うんですね。そうしなければやはり無責任であるというふうに私は思うんです。そういう意味で、みんなそんなときはここにあるんだよというものをやはり今後、そういう意味での想定はしていかなきゃいけないなというふうに思うんです。

そこで、前回でしたか私、能都中学校の新設が今行われると。これは旧北辰高校跡地でこれから工事にかかるわけですが、その建設、新築がなった後、暁

には今度、現在の仕分けの中学校というものはお取りつぶしになると、こういうお話でした。だけども何かないか、できないかと。つぶせばいいというものではないということで、この前、教育長と少し議論したつもりですが、こういうことにもやはり想定しておかないと、非常に宇出津では数少ない施設です。そういうときに万一50人、100人規模でそこへ移動させられるというものがないといけないと思うんですね。小学校跡だとか、それから高校の跡だとかなんとかいても、高校の校舎あるいは体育館といっても本当に限定的ですから。長期間そんなところでおれるわけではないんですね。ある程度、一月、二月、三月、今のように、あるいは半年単位で新しいものができるまでという話になってくると、そういう学校の跡、使っていない廃校舎、こういうところが非常に重要な場所になってまいらると思うんです。

そういう意味で、やはり残しておかないといけないんじゃないかなというふうに改めてこの震災を通じて私はまた思うし、その点の教育長あるいは町長のご意見をお伺いしたいと思います。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

現在の能都中学校に関しましては、耐震基準を満たしていないために解体しまして建てかえを実施するものであるということなので、避難所としては利用は難しいというふうに考えております。そういった議員おっしゃるような例えば2カ月、3カ月というような少し長期になるような避難所というのも今現在、能登町では10カ所の学校を想定しておりますし、また公共の宿も能登町はたくさん持っておりますので、そういう公共の宿も使うことによって多くの方を避難生活の余り不自由なくしていただけるのではないかなというふうに考えております。

議長（久田良平）

教育長 中口憲治君。

教育長（中口憲治）

ただいま町長の申したとおりでございますが、能都中の現在の建物は昭和40年当初にできたと思っております。まだそのころには地震の対策、今の現在の規格ではございませんので、やはり危険建物ということで早急に取りつぶし、安全な学校へ移すためでございます。

ただ私の立場としまして、その建物をあとどうこうするというのは、そういう私の権限ではございませんので、よろしくをお願いします。

議長（久田良平）

15番、鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

今のこの議論というのは3・11大震災を想定してやっているわけで、小さな災害とかそういうことを言っているわけではございません。何百年に一度の災害がいつ起こらんとも限らんといい、こういう想定で話しているわけで、多少の施設がある云々とかじゃなくて、できるだけものを確保しておかないといけないというふうに言っているわけでございます。

公のもちろん宿泊所等もあるかもしれませんが、それは当然あると思いますけれども、こういう建物も、特に中学校はそれだけでなく非常に思い出等も詰まっている大事な建物でございますので、そういう意味でもいろんな再利用計画というものもあってもいいかなというふうに思います。

地震でつぶれてしまえば、それはそれで今の話はないわけですが、この前の奥能登、能登の震災においても厳然として残っているわけで、そんな危険極まりない建物にあるというはずはないというふうに私は思いますので。それから、あそこに、あの山の中に建っていたからといって危険な建物、子供が行ってこそ危険なのであって、そこはあったから危険というそういうものではないというふうに私は認識しておりますので、ひとつこの点、やはり十分避難所等のこれから計画の中にそういうものも組み込みながら、ひとつ考慮していただきたいと改めて申しておきたいと思っております。

それから最後になりますが、被災者支援システムというものが阪神大震災の後、そういうシステムができ上がっておりまして、これは兵庫県の西宮市が淡路震災のときに、阪神震災のときに体験からつくり上げたものであるというふうに聞いております。あこは市庁舎も相当ダメージを受けて、資料も全部なくなつたと。そういうところから、どうして被災者に迅速に罹災証明とかいろんな対応、義援金などの交付とか対応をしていくか。これを考えてつくり上げたものだということなんです。

被災者支援システムと、こう一口に呼んでおります。総務省から恐らく各市町村へ案内があつたのではないかなというふうに認識しておりますが、この点、総務課長、どうでしょう。ご存じでしょうか。

議長（久田良平）

総務課長 下野信行君。

総務課長（下野信行）

今の被災者の支援システム、西宮市がまず開発はしたということは知っておりました。現段階では、このシステムを統括する全国の自治センター、これは住基ネットワークシステムを統括しているセンターでございますが、そこシステム化をするわけなんですけれども、現段階では我々能登町における人口規模と初期投資の問題ですね。そういった点を考えますと、場合によっては奥能登2市2町での住民情報を共同処理するという動きも出ていますので、そういった広域的に導入をする方法がいいのか、あるいは町単独でやったほうがよろしいのか、今後いろいろと検討をさせていただきたいと思います。

議長（久田良平）

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

ぜひ前向きで、前向きというよりも、やっていただきたいなというふうに思います。私も専門家ではもちろんないですし、全然ほんのちょっとつまんだだけの話ですけれども、住民基本台帳のデータと家屋台帳のデータをあらかじめ統合しておく。そこに震災発生した後に調査した被災情報というものを追加して完成する。そういう被災者台帳をもとにして避難、被災者状況などの個人データを一元的に管理してしまうということなんです。だからこれをやっておくと罹災証明の発行とか、それから各種の支援制度、義援金の支給、交付、こういうものも本当に迅速に対応できるということで、宮城県の石巻市、これが3月、震災を受けた後に取り入れてやって、非常に迅速に進んできた。先にやっておればもっとよかったということで今後悔しているという話がございます。

あと今言うお金の問題ですけれども、これは余りかからんというふうに私は聞いておりますけれども、50万円もあればできる上だと、こんなふうな話も聞いておりますので、ちょっとその辺。ガセネタかどうかわかりませんよ。ひとつ総務課でご検討願いたい。よろしくお願ひしたい。町長、ひとつ最後にご答弁をお願いします。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今の議員おっしゃる被災者支援システムにつきましては、やはり被災された方を一元に管理できるということでは非常によいシステムかなというふうに伺っておりますので、ぜひ今ほど総務課長が言いましたように人口規模でどうなのか、あるいは被災想定でどうなのかというのを研究させていただいて、前向きに検討させていただきたいというふうに思っております。

議長（久田良平）

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

安い金で住民の安心、安全を買えることであれば、早期に対応していただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

議長（久田良平）

次に、17番 新平悠紀夫君。

17番（新平悠紀夫）

議長から質問事項につきましてお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

今年の夏、4年に一度の中学校教科書の採択が全国の各教科書採択区において行われます。今回の教科書採択は、新しい教育基本法が制定されて初めての採択となります。新しい教育基本法では、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛することが教育の目標の一つとして示されました。これら教育法規の改正に基づき、学習指導要領の改訂が行われ、教科書会社では教科書の編さんを行いました。

しかしながら、ことし3月末に検定合格のあった教科書を調査しますと、自衛隊を憲法違反とする意見を強調したり、あるいは拉致問題を解決すべき国民的課題を示せず、深刻な人権問題、国家主権侵害と教えない教科書、あるいは竹島、尖閣諸島及び国家主権の侵害についてきちんと教えない教科書、あるいは二宮尊徳、勝海舟、高杉晋作、上杉鷹山など歴史上の重要人物を教えないというような新しい教育基本法や学習指導要領が求める国家及び社会の形成者としての資質を養うとする規定に沿っていない教科書が大半になっています。

そこで、新教育基本法、学習指導要領に沿った健全な教科書を子供たちに届けるために、町長並びに教育長のご所見を伺いたいと思います。

まず最初に、自衛隊は憲法違反ですか。国土防衛や、あるいは3月、3・1

1に発生した東日本大震災にいち早く災害派遣され活躍している自衛隊を憲法違反と疑える集団という紹介をする教科書について、素直にどう思われますか、町長としての見解を伺います。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

ただいまの新平議員の自衛隊の憲法問題に関してであります。最高裁判所のほうでは自衛隊が合憲か違憲かの判断をしております。しかしながら自衛隊というのは、今議員おっしゃるような今回の災害など起きたときには、人々の命と財産を守るさまざまな事態への対応をさせていただいておりますし、また日本を侵略から守る日本の防衛というような取り組みもさせていただいております。そしてまた、国際平和協力活動や、あるいは防衛交流などで国際社会の平和と安定を目指すということで、安全保障環境の改善への取り組みも行っているということで、国家統治には必要な機関であるというふうに私は認識しております。

議長（久田良平）

17番 新平悠紀夫君。

17番（新平悠紀夫）

特に自衛隊におかれましては、当町合併しない前、柳田村におきましては、柳田小学校の統合に対して大変なご尽力をいただき、現在の統合されたすばらしい学校施設を造成していただいた経緯もありますので、その辺もやはり教科書内においては重要な部分かと思われまして、今日の日本を守っていただける軍隊ではないでしょうけれども、やはり自衛を持つ、そういう思いで私どもも違憲ではないという思いをしておりますので、今後の対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、第2といたしまして、拉致問題は国民的課題であり、許されない人権侵害、国家犯罪ではありませんか。そうした日本国政府の方針のとおり記さず、北朝鮮による拉致問題が北朝鮮との関係好転を阻害している問題であるかのような記述をしている教科書について、どのような考えを持たれておるか。特に発生した事件が先般の新聞報道にもあり、テレビ報道もされておりますが、1977年に起きました宇出津事件が発端となって今日の拉致問題が解決されていないことを踏まえ、やはり教科書に載せるべき地域でもあるし、や

はり大きくこれをとらえていくべき問題ではないかと思っておりますが、町長としてのご所見を伺いたいと思います。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

議員のご質問の北朝鮮による日本人拉致問題に関しましては、国民の生命と安全に大きな脅威をもたらしたということでは、テロというふうにも言えるんじゃないかなというふうに思っております。北朝鮮は長年この事件への関与を否定してきたわけなんですけど、2002年の平壤で行われました日朝首脳会談でようやく日本人の拉致を認め、そして謝罪し、再発の防止を約束しました。それから、北朝鮮が認めた拉致被害者のうち5名の方が日本に帰国されたわけなんですけど、帰国されていない12名につきましても日本政府は全員が生存しているとの前提で今後も対処するというような立場をとっております。

拉致問題に関しましては、議員がおっしゃるとおり許されない人権侵害であり、やはり国家犯罪というふうにも私は思います。

議長（久田良平）

17番 新平悠紀夫君。

17番（新平悠紀夫）

特に宇出津事件を発端といたしまして、いわゆる日本海側、特に福井県、あるいは新潟県における拉致された人たちがいまだに帰ってきてない方がおられ、高齢化していく両親に対しての思いの残っている状況の中で、やはり早く解決できるもの、国家間の中での取り組みがいまだになされていないということと思うと大変残念に思っておりますので、それもやはり教科書に載せていただくべき行為ではないかという思いで述べさせていただきました。

次に、第3番目といたしまして、外務省の公式見解と異なる領土見解を唱える教科書をどのように考えておられるか。特に竹島や尖閣諸島を教えない教科書でいいと思っておられるのか、教育長にお尋ねをいたしたいと思います。

議長（久田良平）

教育長 中口憲治君。

教育長（中口憲治）

ただいまの質問でございますが、外務省の見解は、竹島も尖閣諸島も日本の領土であると言っております。

ところで、今年度中は議員がおっしゃるとおり中学校の教科書の採択年度でもあります。来年度から使用する教科書の記載についてですが、教科書検定を通った中学校地理4社中3社、公民7社中4社は竹島を日本固有の領土として記載しております。また、すべての公民の教科書で尖閣諸島も竹島と並記する形で取り上げています。したがって、すべての教科書で竹島や尖閣諸島について触れておりますので、議員が懸念されるような竹島や尖閣諸島を教えない教科書はないと思っております。

能登町の小中学校で使用する教科書採択は、教育基本法、学校教育法、学習指導要領により、国の義務教育諸学校教科用図書検定基準をクリアした教科書の中から奥能登採択地区協議会の答申に基づいて採択するように予定しております。また、6月17日から30日まで、町内3カ所、宇出津センター、これは宇出津小学校にあります。柳田教養文化館、それから内浦福祉センターの3カ所で教科書を広く町民が閲覧できますので、ぜひごらんいただければと思っております。その際、またご意見をいただければ幸いです。

議長（久田良平）

新平悠紀夫君。

17番（新平悠紀夫）

確かに竹島、尖閣諸島が掲載されているということは大変喜ばしいことでもあり、また、ある面ではいまだに北方領土4島が返還されていない、これも日ロ条約の中にも締結されている部分かと思いますが、戦後、日本領土でありながら解決できない領土がやはり載っていないということに対する私どもの不信感も思っておりますので、またそれもつけ加えていただけるものならば、ぜひそのような教科書の中での取り組みをしていただければと思います。

次に、学習指導要領について、国旗、国歌の意義と相互に尊重することが国際的儀礼であることを理解させることを求めているが、敷衍であり、ごまかししてきちっと教えていない教科書でよいとお思いでしょうか。その辺も教育長として伺いをしたいと思います。

議長（久田良平）

教育長 中口憲治君。

教育長（中口憲治）

ただいまの質問にお答えいたします。

学習指導要領については、学校教育法施行規則 52 条及び 72 条にありますように、教育課程の基準として法的拘束力を持つものと承知いたしております。したがって、その記述内容や文言につきましても十分な精査がなされているものと考えております。

議長（久田良平）

新平悠紀夫君。

17 番（新平悠紀夫）

記載されていることに対して敬意を表したいと思ひますし、今日、いわゆる体育関係はもちろんのこと、儀礼的でなくなってきたというところは大変喜ばしいことだと思ひますので、我が町におきましても記念日はもちろん、町内で国旗を掲揚されている家庭も多々見れますが、ぜひその記念日を含めまして祭日におきましては町並みで、また、その掲揚の旗もまた図っていただければという思いをして、この質問を終わりたいと思ひます。

次に、歴史上の重要人物を教えない教科書でいいのか。例えば日本人の勤勉の象徴であり、かつ報徳思想を唱えた二宮尊徳を歴史上の重要人物として取り上げなくてよいのか。また、勝海舟や高杉晋作、上杉鷹山を教えない教科書はどう思われますか。教育長としての見解を伺いたいと思ひます。

議長（久田良平）

教育長 中口憲治君。

教育長（中口憲治）

ただいまの質問にお答えしたいと思います。

教科書は、教育基本法、学校教育法、学習指導要領の趣旨に踏まえ、教科書検定基準をクリアしたものであります。その学習指導要領において、小学校では、歴史教育では我が国の歴史上の主な事象について人物の働きや代表的な文化遺産を中心に学ぶとあります。具体的には、学習指導要領では卑弥呼から野口英世までの 42 人の人物が挙がっております。議員が言われました二宮尊徳等々の人物は挙がっておりませんが、これは国の方針ということで指導要領に載っておりますので、私たちにおきましてはそれ以上のことは、指導要領で指導していきたいと思っております。

議長（久田良平）

新平悠紀夫君。

17番（新平悠紀夫）

二宮金次郎さんが載ってないというのは、私どもにとっては、私は小学校時代は銅像しか本人の名前を知らない部分が多いかと思いますが、決してそうじゃないんです。大変報徳に恵まれた才能を持ち、貧困の中からある藩の財政を、逼迫していた財政を建て直した大きな人物でもあり、また上杉鷹山さんなんかでも、その藩の財政逼迫している中での今日我が町が財政状況が悪いというところもありますが、この方の教えられた方法もまた一つの手本として見習うべきところがあるのではないかなという思いをしておりますので、その辺も決して銅像だけに終わる人物ではないということも示したいと思います。

最後になりますが、歴史上、明確に疑われる事案について片手落ちとなっている教科書でよいのでしょうか。例えば南京事件について日本側が一方的に極悪非道に扱われている教科書で、子供たちの日本国への関心が高まりません。そういう中で、やはり史実に基づいた中での取り組みの教科書でなければならないという思いをしておりますが、この辺も教育長自身の考えを伺いたいと思います。

議長（久田良平）

教育長 中口憲治君。

教育長（中口憲治）

先ほどからも何度か述べておりますが、教科書は教科書検定基準をクリアして教科書として認められております。その教科書検定基準に、未確定な時事的事象について断定的に記述したり一面的な見解を十分な配慮なく取り上げてはいないこととあります。次に、近隣アジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていることとあります。教科書検定を通ったもの、議員が懸念されるようなことには配慮がなされているものと私は考えております。

いずれにしても私たちは指導要領等をもとにして教育をしておりますので、よろしくご理解願いたいと思います。

議長（久田良平）

新平悠紀夫君。

17番（新平悠紀夫）

そのような事実の中で取り組んでいただけるようお願いをいたしたいと思
いますし、文部科学省の教科用図書検定調査審議会は、教育委員会が装丁や見
はえではなく、内容を考慮した綿密な調査研究を公正かつ適正に行い、各採択
権者の権限と責任のもと、地域実情にも最も適した教科書を採択して、また教
育基本法の改正内容や学習指導要領の改訂を十分理解し、公正かつ適切な教科
書採択を行うよう願って、私の質問を終わりたいと思います。

特に私ども小学校時代あるいは中学校時代には、与えられた教科書しか覚え
てないし、今現在の教科書を見ると、いろんな歴史上の人物を漫画チックに、
あるいは大変すばらしい内容の中で取り組まれている本を見まして、大変感心
もいたしました。ぜひ子供たちにわかりやすい、そして史実に基づいた教科書
選定をしていただくよう選定権者の中での思いも含めまして、教育委員会のほ
うからも申し入れをしていただければ大変幸いですので、また町長を含め、教
育長もまたその辺も監視をしていただくようお願いを申し上げて、私の質問を
終わりたいと思います。

ありがとうございました。

休 憩

議長（久田良平）

ここで暫時休憩いたします。再開時間は2時10分からといたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。（午後1時59分）

再 開

議長（久田良平）

休憩前に引き続き、会議を開きます。（午後2時10分再開）
それでは次に、9番 向峠茂人君。

9番（向峠茂人）

議長よりお許しがあつたので、通告の質問をしたいと思
います。
議長、すみませんが、太陽光の質問を先にさせてください。

議長（久田良平）

はい、どうぞ。

9番（向峠茂人）

皆さんもご承知のとおり、今年の3月11日に東日本大震災が起きました。その中で地震もさることながら、それによつての津波の被害、特に福島原発の被害が今でもニュースになっております。この事故によつて、皆さんもご承知のとおり、それ以来、テレビ、新聞、また新聞の折り込みでも太陽光発電のことが話題になっております。菅首相もフランスのサミットにおいて、2030年には日本の可能な屋根には1,000万個の太陽光発電をつけたいという大きなプランを示しております。

私もこの地震前から少しこの太陽光発電について、友達がやっている関係上、少し知識は持っているわけがございます。この可能再生エネルギー、太陽光、風力、地熱、バイオマス、いわゆる自然エネルギーは、言うまでもなくこれから注目されていくし、現にドイツなどでは原発廃止に向かつてこの自然エネルギーに移行していくと首相は言っています。

太陽光は、皆さんもご承知のとおり冬というか夜は発電はしないんです。日中のお日様の当たっているときだけなので。それとまた、こういう我々の雪国、北陸においても若干のリスクがあるのも承知のとおりです。だけど、この太陽光は雪明かりでも発電する、そういうパネル、あれはモジュールというんですけど、そういう技術開発もされております。

皆さんもご承知のとおり、隣の珠洲市においても珠洲原発地域振興基金を使って北電の勧めにより大規模太陽光発電を4月から確かかかっているはずですよ。それは私の知っているところでは、廃校になった宝立小学校の跡地に太陽光発電をするという情報も得ています。能登町にもたくさんの廃校の学校があるのは皆さんもご存じのとおりかと思ひます。

まずそれを何をおいても、国は1キロワットのパネル、モジュールにおいて4万8,000円の補助をしています。このモジュール1つ、1パネルは、今の原価で大体65万ほどしています。当町においてこれから太陽光パネルを設置したいという町民の方がいた場合は、町長、全国的に普及、特に関西地区が主な取りつけが多いわけがございますが、関西では大阪、堺、尼崎、大体1つのモジュールに対して5万円の補助を出しております。

そこで、当町もこの太陽光発電を設置する町民の方にどれだけの補助を出していけるか、そういうことを現在考えておいでなのか。つけるとすれば幾らまでの補助を対象としているのか、ひとつお答えいただきたいと思ひます。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

議員ご質問の太陽光発電についてであります。国のほうでは設置の補助制度のほかに、太陽光発電の余剰電力の買い取り制度も始めておまして、太陽光発電システムの普及促進を図っているというところでもあります。また、県内の自治体でも補助制度を実施しているところがあります。

今回の東日本大震災の影響で、全国的にも電力不足が懸念されておりますが、企業や個人からも節電の意識が高まっていると同時に、やはり再生可能な自然エネルギー重視への転換が求められ、非常に注目されているというふうに思っております。

当町におきましても、住宅用太陽光発電システム設置の補助につきましては次の9月議会に予算等をお諮りして補助していきたいというふうに考えております。金額に関しましては、今後ちょっと協議もさせていただきたいというふうに思っております。

議長（久田良平）

向峠茂人君。

9番（向峠茂人）

今のお答えでは9月の議会に金額提示をしたいということです。降ってわいて、今日言って明日するというわけにもいきません。ぜひ9月に明確なそういう料金設定をして、ぜひ提案していただきたいと思っております。

その中で、前回の一般質問にも申しましたけど、この太陽光を設置する業者ですね。これは珠洲市は県外というか、特に珠洲市以外の業者にはこの補助金をやらないと。珠洲市内の業者がこの太陽光発電を設置する場合にはつける家庭にするがで、市外、特に県外のそういう業者にはこの補助金は補助はしないと。そういうふうに言っています。

能登町も別に珠洲のまねをせいというわけではございませんけど、私はやはりこういう疲弊した地元の経済を考えた場合は、仕事もないし、そういうことも一つ、猿まねではないけど、そういうこともいいことはどんどん取り入れていく必要もあると思っておりますので、珠洲のような事例を町長は9月の議会にあわせて提案する用意があるかないか、お答えいただきたいと思っております。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

当然、町内の業者のことを考えるのが第一義だというふうに思っております。

ですから、そういった方策をとりたいと思っておりますが、ただし、例えば家を新築するときには町外の会社が請け負って、その会社がそういうパネルを設置する技術を持っていたとするならばという場面もありますので、いろんな面を想像しながら9月議会に向けてお諮りしたいというふうに思っております。

議長（久田良平）

向峠茂人君。

9番（向峠茂人）

私は100%ということはなかなか難しいかなということもわかりますけど、できるだけ地元の業者に利益を還元できるようなひとつ政策でお願いしたいと思えます。

太陽光は恐らく皆さんも能登町の、私はちょっと気をつけて見ると業者で一、二社、あとこの間、選挙期間中に行ったら真脇小学校の堤体ですかね、あこに結構な距離を何しています。あれは何年ごろに設置されたものか、私は調べてもいませんけど、これからそういう太陽光を設置する町民の方もふえてくると思いますので、ぜひ今町長が申した9月議会には明確なひとつ施策をお願いしたいと思えます。

この太陽光は語れば長いので、また次の機会にしたいと思えます。

それでは次の質問に入ります。

私は体は大きいけど質問の内容は子供みたいなので、ひとつまたその辺を町長、副町長、素直にご答弁をいただきたいと思えます。

皆さんもご存じのとおり、今年の春の統一選挙、特に能登町、鳳珠郡選挙区においては、地元から2人というちょっとまれな選挙戦になりました。その中において、持木町長におかれましては、どちらの陣営からもいろいろな要請があったかと思えます。ここに私がくどくど申すまでもなく、皆さんが一番ご存じなわけですので。

町長は、選挙期間中というか選挙準備期間中、そして告示3日まで、新聞紙上にも皆さんご存じのとおり中立のスタンスをとっていたわけです。この質問するに当たっては、多くの町民からいろんな意見を私、電話なり直接会ったり、また人を介してきたのも事実です。また、私の思いも少し入っていますので、できれば多くの町民の方々の声だと思って素直な答弁でお願いいたします。

町民の多くは、持木町長が中立でいることは大変いいことだ、ぜひ選挙結果が出るまでそういうスタンスでいてほしいなという町民が多かったと思えます。中には厳しい意見で、いずれ現職の応援をするだろう、そういう町民もいたのも事実です。しかし大半の予想を裏切って、町長は告示4日目、櫻井候補のマ

イクを握りました。町長は、その間の前後の、後ですかね、話が前後して済みませんが、マイクを握ったときに、覚悟の上と言って新聞報道されていました。何のどういう覚悟なのか。また、そういう中立のスタンスをとっていた町長がある日突然、櫻井候補の応援をしたのは、だれか有力な議員の要請があったのか。有力な町民の要請があったのか。また、町長自身のご判断なのか。ぜひその中立を破った、一変した町長の理由をできたら明確にお答えいただきたい。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今回の石川県議会議員選挙におきましては、4年前に能登町から県議会議員をとということで、多くの町民の皆様のご理解、そしてご支援もいただいて合併後初の地元出身の県議を生み出すことができました。そして今回4年たって、現職であるということが一番だと思えますし、また4年たったからといって、次の人が出たからいきなりはしごを外すような行為というのは人間として、あるいは人としていかなものかなという思いがありまして、今回、自分自身で判断させていただいて行動しております。

議長（久田良平）

向峠茂人君。

9番（向峠茂人）

現職であり、4年間のおつき合いもあり、結果的には自分でご判断したと答弁されました。先ほど述べたとおり、町民の中にはいずれそういう態度をとるだろうという人も、そういう見識を持った人もいたわけですから、私にすればどうせそういう態度をとるなら、現職であって能登町で県議会が欲しいと言ったのも町長です。それならなぜ初めから明確な態度をとらなかったのか。

隣接の2市1町の首長は、皆さんもご存じのとおり、特に輪島市長なんていうのは自分の進退をかけて宮下正博候補を推しました。また、珠洲の泉谷市長におかれましては、自分がつくった現職の県議を捨てて新しい市議を県に擁立しました。また穴水町長におかれましては、立候補を表明した宮下源一郎を絶対応援しない、私は山口だと言って、これまた自分の態度を明確にしてこの統一選挙に臨んだわけです。

今、持木町長のお話を聞くと、先ほどの繰り返しになりますけど、いずれそ

ういう態度をとるというなら、なぜ初めから現職であり4年のおつき合いがある櫻井候補に明確な態度で選挙戦に臨まなかったのか。もう一度お答えいただきたいと思います。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それはやはり山口県議にも合併あるいは合併前から、合併後もお世話になったという経緯もありましたので、そのことが心に引っかかってなかなか決断できなかったのは事実であります。

議長（久田良平）

向峠茂人君。

9番（向峠茂人）

選挙は、やはり態度を鮮明にした、中立でおったいかんにかかわらず、時の自治体の首長は当選した方を、好きであるか好きでないか、支持したかしないかに限らず、やはり協力を求めていかなければならないと思います。

そういう意味で、ちょっとジャンルはずれますかしらんけど、町長は能登町長に当選した当初、町民のためになるか、町のためになるかを物事の判断基準にしている、そう申されたのを覚えておりますか。今でもそのお気持ちに変わりはあるかないか、お答えいただきたい。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

変わりはありません。

議長（久田良平）

向峠茂人君。

9番（向峠茂人）

もちろんです。変わったら大変です。変わりはないということなら、私は山口氏が当選したときに、なぜ町長は副町長をよこして自分が来なかったのか。

町民のためになるか、町のためになるかと、今も変わらんそういうお気持ちを
持っておいでるなら、やはり自分は櫻井候補を応援したにかかわらず、町のため、
町民のためを思うなら、頭を下げてでも今後協力をよろしく頼むとあいさつに
行くのが私は2万町民の首長の責任だと思いますが、どうですか。なぜ副町長を
やったのか。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

当日は選挙後の事後処理もあったものですから行けなかったのが事実で、副
町長に行っていただきましたが、山口県議の家のほうに後日お祝いに行かさせて
いただきました。

議長（久田良平）

向峠茂人君。

9番（向峠茂人）

理由は理由として、山口県議からも今町長の言った自宅のほうへ確かに足を
運んでいます。そこで山口さんは上がってお茶でも飲めやというようなことを
言うたらしいけど、私はこれからどこそこへ行く用事があると、だからここで
失礼させていただきます。町長、ここに町長の人柄が私はあらわれているんじ
ゃないかなと思います。厳しいようですけど、大変忙しい公務をお持ちの町長
ですけど、あいさつに行くのなら、やはりせめて2時間なり3時間なり半日ぐ
らいの時間をあけてあいさつに行くのが私は筋だと思います。大変失礼ですけ
ど、何かの用事でついでに寄った、そんな番頭するみたいなそんな気持ちじゃ
私は大変相手に失礼やし、町民のだれが見てもこれは納得のいくことではあり
ません。

新聞によりますと、町長はいずれ山口さんと話をするを語った記事が載
っていましたが、この間、自宅へ足を運んだ以外にひざを交えてのお話し合
いがそれ以後あったのか。今後、町長自身が山口県議とのそういう協力要請で、
ひざを交えてのお話し合いを持つ用意があるのかなのか、お答えいただきたい
と思います。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

その後は2人きりでひざを交えてというのはありませんけれども、周りにも何人かいらっしゃいましたが、お酒を飲みながら話す機会を持たせていただきました。今後はさらに、それこそ2人きりでひざを詰めて、能登町発展のための、行政運営のためのご助言等もいただきながらやっていきたいというふうに考えております。

議長（久田良平）

向峠茂人君。

9番（向峠茂人）

ぜひ早急にそういう機会を持っていただきたいなと私は一町民として求めるものであります。

これもさつき4日の櫻井氏の応援演説のときに町長は、ここ4年間、能登町に仕事をいただいたのは全部櫻井さんのおかげやと。それを聞いていた宮下正博県議の支持者の方々から私のところへ電話なり直接来て、茂人、本当に宮下正博県議が鳳珠郡選挙区において議員をしていたときに何ら一つの仕事も能登町にお世話できなかったのか、ぜひ町長に聞いてほしい。これが本当なら私たちは宮下県議に詰め寄って、8年間支持したのに、あんた何だったんだと言いたいと。ぜひその事実確認を町長に答えてほしい。だからこれをひとつ言ってくれといったので、ひとつお答えいただきたいと思えます。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

当然、県へ要望に行くときにはお2人ご同行願いましたので、宮下先生にもお世話になってないとは一切私は言うておりません。ただ今回、選挙区が違うものですから宮下先生の名前は出しておりませんが、宮下先生には大変お世話になったことを改めて感謝申し上げたいというふうに思えます。

議長（久田良平）

向峠茂人君。

9番（向峠茂人）

宮下県議も今、輪島の選挙区で、なかなかこっちで町長と会うような機会はないかもしれませんが、ぜひ会ったらそういう経緯などを素直に話してほしいと思います。支持者が本人の耳に入れたか入れんか、私はまだ確認していませんけど、あの方も奥能登のために頑張る所存と言っていますので、もちろん能登町に対しても何らかの力添えがあると思いますので、変なことで溝ができないように、ひとつ町長よろしく願いいたします。

私も子供みたいな質問で前後しましたけど、投票の要請ですね。依頼要請。これをちょっとお聞きしたいと思います。

私もこの選挙期間中、いろんな人から先ほど申したとおり、これは事実です。これは言わないでおこうかなと思うけど、また何で言わなんだと言われるから言いますが、おどしですね、恐喝まがいな。言葉をよう言いますと、ある候補を入れないと仕事をやらない、ものを買わない、タクシーに乗らない、生コンをとらない、指名に入れない。そして、今度こういう仕事が出るんだけど、相手候補もいいけど仕事も大事だよ。これは事実ですよ。言われた本人が私に言っているんですから。こういう選挙戦が——どっちの陣営と私は申しません——行われていたのが事実なんです。

町長の言う「奥能登にひと・くらしが輝く ふれあいのまち」づくりなんて到底今の言葉ではそぐわない行動が、一部の人間かもしれませんよ。こういう選挙戦が行われたことに対して、2万町民のトップとしてどういうお考えか、ひとつお答えいただきたい。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

どなたがどなたに言ったかはわかりませんが、やはりそういったおどしとか脅迫とかいうことはあつてはならんことだなというふうに思っています。ですから私としては、そういうことも一切しておりませんし、そういうことがあつたとしたならば、今後、選挙戦では改めていただければなというふうに思っております。

議長（久田良平）

向峠茂人君。

9番（向峠茂人）

町長は能登町の町長であるので、いろいろなことでリーダーシップをとって、

こういうこともなくしていくのも町長の仕事の一つかなと思います。

そこで、副町長にひとつお尋ねしたい。副町長といえば、町長を補佐するそういう言うならば女房役ですね。一々私がかどくど説明しなくても、その職務の重責はご自分が一番理解されていることだと私は思います。

これは本人のみならず、副町長が立場は能登町と契約関係にある業者に選挙依頼をした。そういううわさとか話が私は耳に入っています。これは事実なのかどうなのか、お答えいただきたい。

議長（久田良平）

副町長 田下一幸君。

副町長（田下一幸）

ご説明申し上げます。

私は副町長という立場であります。また、今議員質問の指名審査委員会の委員長であるというふうなことから、そういうふうなお話が出ているのかもしれませんが、私はこの選挙戦に当たっては、多くの知人の方に選挙情報といえますか選挙の状況について電話でご連絡申し上げたことはありますが、先ほど来触れましたその地位を利用して利益を与えるとか損害を与えるとか、そういうような言動は一切しておりません。

議長（久田良平）

向峠茂人君。

9番（向峠茂人）

もちろん私もそうあってほしいし、副町長を信じております。だけど火の気のないところには煙は立たないということでもあります。もし、仮定で物を申すのも大変失礼な話ですけど、事実確認が表に出た場合、副町長はどういう態度をとられるのか、お答えいただきたいと思います。

議長（久田良平）

副町長 田下一幸君。

副町長（田下一幸）

先ほど来、私はそのような趣旨で電話をかけたつもりです。ただ、本人の聞き方、思い方によってはそういうふう理解されたとすれば、甚だ私としては不本意なことであり、今後そのようなことの言動にはなお一層慎重に対応して

いきたいと考えます。

議長（久田良平）

向峠茂人君。

9番（向峠茂人）

今、副町長が2回も答弁されたのは、私はそうであると信じます。これからそういう噂につけ、何かそういう話載らないように、ひとつ日ごろの職務に気をつけていただきたいと思います。

この選挙戦を通じて、私はだれがどうの、これがどうのということではなく、今度のこの県会議員の選挙は能登町民のみならず、鳳珠郡の町民にいい指針を与えてくれたなど。物を再度考える時間を与えたのは今度の選挙戦じゃなかったかなと私は思います。町長もこの山口候補の9,455票、櫻井候補の3,601票、能登町においてですけど。これは櫻井候補の批判票であったかもしれませんけど、多くの方の話を総合すると、町長が中立の立場を変えたことや、持木町政に対する町民の答えがこの票に私はあらわれたのではないかと、私はそう考えます。また、そう考えている町民も多いはずですよ。この町民の出した答えに町長、素直な答えをもう一度お答えいただきたいと思います。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今回の県議選の結果に関しましては、私自身、真摯に受けとめたいというふうに思っております。

議長（久田良平）

向峠茂人君。

9番（向峠茂人）

ぜひ先ほど町長が能登町の町長に当選したその言葉、いかに町民のためになるか、町のためになるか、それを物事の基準として町政に邁進してほしいと思います。

これもある町民から寄せられました。もう時間もないので最後になりますけど。これも大変町長に耳の痛い質問になろうかと思えます。

能登町において持木町長がしっかりとした執行権を行使しているのか。やや

もすると執行権、議決権——議決権は議会ですが、町長の持っている執行権が時には見え隠れすると。こういう指摘もこの選挙戦を通じて、私だけじゃなくいろんな議員も聞いているはずです。どうかあと2年、2年後、町長はどうかご判断をされるのかわかりませんが、粛々と自分に与えられた執行権を遵守し、町民に曇りガラスのように不透明な町政に映らないように、私は頑張っ
てほしいなと思います。

私は別に町長が嫌いでこの質問をしているわけでもなし、他意があつて言う
ているわけでもありません。これはやっぱりいずれだれかが言わなければならないのを私がたまたま言ったわけです。ですからこの選挙結果を一つの糧とし
て、あと2年、持木町政をどのように運営していくのか。最後の質問です。お
答えいただきたいと思います。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

これまでと何ら変わりなく、町民目線で行政を執行していきたいというふう
に考えております。

議長（久田良平）

向峠茂人君。

9番（向峠茂人）

町長、町民目線というのが私嫌いなんですね。町民目線ということは、自分
が上から見ているということです。町民目線ということは。——違いますよ。
私の考えと違います。町民目線です。自分が上から見ておって、子供を見るよ
うに下げるのが町民目線まで下げようかと。私はそうとらえています。

私は格好いいこと言うわけじゃないけど、頭も悪いし勉強もしていません
けど、政治というのは、前回のことも申しましたとおりリンカーンの言葉なん
ですよ。町民の町民による町民のための政治なんです。町民目線です。目線
だけ下げれば変わるものでもないですよ。やっぱり常に、第1、第2にも町民の
ためを思って、先ほど何回も言いますが、町民のため、町のためになること
を物事の基準として考えていかなきゃならんですよ。

そんな町民目線です。ぜひ改めていただきたいと思います。もちろん私も皆
様にこういうことを言えるような男ではありません。たたけばほこりも出る、
少々。私も今まで自分の申したことを自分の糧として、これから毎日精進して

いきたいと思います。

いろいろな失礼な質問もあったかと思いますが、ありがとうございました。
終わります。

議長（久田良平）

以上で一般質問を終わります。

休 憩

議長（久田良平）

ここで追加議事日程案を配付しますので、自席でしばらく休憩願います。（午後2時50分）

再 開

議長（久田良平）

休憩前に引き続き、会議を開きます。（午後2時52分再開）

お諮りします。一般質問が本日で全部終了しましたので、明日6月14日を休会としたいと思います。

これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（久田良平）

異議なしと認めます。

よって、休会決議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

休会決議について

議長（久田良平）

追加日程第1「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

明日6月14日を休会とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (久田良平)

異議なしと認めます。

したがって、明日6月14日は休会とすることに決定いたしました。

次の会議は、6月15日午前10時から本議場で開会いたします。

散 会

議長 (久田良平)

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 (午後2時54分)

開議（午前10時00分）

開 議

議長（久田良平）

ただいまの出席議員数は、18人で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

委 員 長 報 告

議長（久田良平）

日程第1 報告第1号「平成22年度能登町一般会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて」から日程第16 議案第51号「公の施設の指定管理者の指定について」までの16件、及び、日程第17 請願第2号「国の教育予算を拡充することについて」から、日程第19 陳情第1号「水洗トイレ新設について」までの3件、併せて19件を一括議題とします。

常任委員会に付託審査をお願いしました案件について、各常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長 向峠茂人君。

総務常任委員長（向峠茂人）

総務常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（平成22年度能登町一般会計補正予算（第8号））歳入及び所管歳出」

報告第2号「専決処分の承認を求めることについて（平成22年度能登町有線放送特別会計補正予算（第4号））」

以上2件は、承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号「平成23年度能登町一般会計補正予算（第1号）歳入及び所管歳出」

議案第50号「能登町税条例の一部を改正する条例について」

議案第51号「公の施設の指定管理者の指定について」

以上3件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議案第48号、平成23年度能登町一般会計補正予算中、議会費における議員研修費の追加補正については、地方自治法第2条第14項の「最少の

経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とする規定を遵守したものでなければならぬとの委員会全体の意見を申し添え、報告を終わります。

議長（久田良平）

次に教育民生常任委員長 南正晴君。

教育民生常任委員長（南正晴）

教育民生常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（平成22年度能登町一般会計補正予算（第8号））所管歳出」

報告第3号「専決処分の承認を求めることについて（平成22年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））」

報告第4号「専決処分の承認を求めることについて（平成22年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））」

報告第5号「専決処分の承認を求めることについて（平成22年度能登町老人保健特別会計補正予算（第1号））」

報告第10号「専決処分の承認を求めることについて（平成22年度能登町病院事業会計補正予算（第3号））」

報告第14号「専決処分の承認を求めることについて（能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）」

報告第15号「専決処分の承認を求めることについて（能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」

以上7件は、承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号「平成23年度能登町一般会計補正予算（第1号）所管歳出」以上1件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第2号「国の教育予算を拡充することについて」

請願第3号「老人憩いの家「たなぎ荘」の使用料の軽減について」

陳情第1号「水洗トイレ新設について」

以上3件は、採択すべきものと決定いたしました。以上をもって報告を終わります。

議長（久田良平）

次に産業建設常任委員長 酒元法子君。

産業建設常任委員長（酒元法子）

産業建設常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（平成22年度能登町一般会計補正予算（第8号））所管歳出」

報告第6号「専決処分の承認を求めることについて（平成22年度能登町観光施設特別会計補正予算（第3号））」

報告第7号「専決処分の承認を求めることについて（平成22年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号））」

報告第8号「専決処分の承認を求めることについて（平成22年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号））」

報告第9号「専決処分の承認を求めることについて（平成22年度能登町簡易水道特別会計補正予算（第3号））」

以上5件は、承認すべきものと決定いたしました。

次に、

議案第48号「平成23年度能登町一般会計補正予算（第1号）所管歳出」

議案第49号「平成23年度能登町簡易水道特別会計補正予算」

以上2件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

質 疑

議長（久田良平）

以上をもって各常任委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声）

議長（久田良平）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

議長（久田良平）

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声)

議長 (久田良平)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採 決

報告第1号から報告第10号、報告第14号、報告第15号

議長 (久田良平)

お諮りします。

報告第1号「平成22年度能登町一般会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて」

報告第2号「平成22年度能登町有線放送特別会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて」

報告第3号「平成22年度能登町国民健康保険特別会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて」

報告第4号「平成22年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて」

報告第5号「平成22年度能登町老人保健特別会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて」

報告第6号「平成22年度能登町観光施設特別会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて」

報告第7号「平成22年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて」

報告第8号「平成22年度能登町浄化槽推進事業特別会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて」

報告第9号「平成22年度能登町簡易水道特別会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて」

報告第10号「平成22年度能登町病院事業会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて」

報告第14号「能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例にかかる専決処分の承認を求めることについて」

報告第15号「能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例にかかる専決処分の承認を求めることについて」までの以上12件に対する委員長報告は、承認です。委員長報告のとおり承認することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (久田良平)

起立全員であります。よって、報告第1号から報告第15号までの以上12件は、委員長報告のとおり承認することに決定されました。

採 決
議案第48号から議案第51号

議長 (久田良平)

次に、議案第48号「平成23年度能登町一般会計補正予算」、議案第49号「平成23年度能登町簡易水道特別会計補正予算」、議案第50号「能登町税条例の一部を改正する条例について」、議案第51号「公の施設の指定管理者の指定について」までの、以上4件に対する委員長報告は原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (久田良平)

起立全員であります。

よって、議案第48号から議案第51号までの以上4件は、委員長報告のとおり可決されました。

請願第2号、請願第3号、陳情第1号

議長 (久田良平)

次に、請願第2号「国の教育予算を拡充することについて」、請願第3号「老人憩いの家 たなぎ荘の使用料の軽減について」、陳情第1号「水洗トイレ新設について」、以上、請願2件、陳情1件に対する委員長報告は、採択であります。

委員長報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 (久田良平)

異議なしと認めます。

よって、請願第2号から陳情第1号までの以上3件は、委員長報告のとおり

採択することに決定しました。

休 憩

議長（久田良平）

ここでしばらく休憩いたします。 (午前10時15分)

再 開

議長（久田良平）

休憩前に引き続き会議を開きます。 (午前11時20分)

本日、町長から議案第53号「平成22年度安全・安心な学校づくり交付金事業能登町立松波中学校大規模改造工事に係る請負契約の締結について」が追加提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更して直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長（久田良平）

異議なしと認めます。よって、議案第53号「平成22年度安全・安心な学校づくり交付金事業能登町立松波中学校大規模改造工事に係る請負契約の締結について」を日程に追加し、追加日程第一として、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定しました。

提案理由の説明

議長（久田良平）

追加日程第1 議案第53号「平成22年度安全・安心な学校づくり交付金事業能登町立松波中学校大規模改造工事に係る請負契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

先ほどは全議案の承認をいただきまして、ありがとうございました。それでは本日追加提案させていただきました議案1件につきまして提案理由を説明さ

せていただきます。

議案第53号「請負契約の締結について」、「平成22年度安全・安心な学校づくり交付金事業能登町立松波中学校大規模改造工事について」は、去る6月8日に制限付一般競争入札を行いましたところ7552万6500円で、輪島市の株式会社宮地組が落札いたしましたので地方自治法第96条第1項第5号及び能登町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上議案の概要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては慎重なるご審議のうえ同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（久田良平）

以上で提案理由の説明が終わりました。

ただいま、議題となりました議案第53号の審議方法について、お諮りします。議案第53号は、全体審議といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（久田良平）

異議なしと認めます。

よって、議案第53号は、委員会付託を省略し、全体審議とすることに決定いたしました。

質 疑

議長（久田良平）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声）

議長（久田良平）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

議長（久田良平）

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声)

議長 (久田良平)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

**採 決
議案第53号**

議長 (久田良平)

これから採決を行います。

お諮りします。議案第53号「平成22年度安全・安心な学校づくり交付金事業能登町立松波中学校大規模改造工事に係る請負契約の締結について」は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (久田良平)

起立全員であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

副議長辞職の件

議長 (久田良平)

今期定例会中に、副議長奥成壮三郎君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。「副議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更して直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 (久田良平)

異議なしと認めます。

よって、「副議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第2 許可第2号「副議長辞職の件」を議題とします。
地方自治法第117条の規定により、奥成壮三郎君の退場を求めます。

(10番 奥成壮三郎議員 退場)

議長 (久田良平)

職員に辞職願を朗読させます。

議会事務局長 (井口潔)

それでは朗読いたします。

辞任届。私は、このたび一身上の都合により、能登町議会の副議長を辞任いたしたく、お届けいたします。

平成23年6月6日 鳳珠郡能登町字小木15字1番8甲地 奥成壮三郎。
能登町議会議長 久田良平殿。

なお、受付は6月13日付となっております。以上です。

議長 (久田良平)

お諮りします。

奥成壮三郎君の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 (久田良平)

異議なしと認めます。

よって、奥成壮三郎君の副議長辞職を許可することに決定しました。

ここで、奥成壮三郎君の入場を許可します。

(10番 奥成壮三郎議員 入場)

選挙第1号

議長 (久田良平)

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更して直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 (久田良平)

異議なしと認めます。

よって、「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更して直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第3 選挙第1号「副議長の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 (久田良平)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 (久田良平)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に宮田勝三君を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました宮田勝三君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 (久田良平)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました宮田勝三君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました宮田勝三君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

宮田勝三君から発言が求められておりますので、これを許します。宮田勝三君。

副議長（宮田勝三）

一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位の温かいご理解の下で重責なる副議長という役を拝命することになりました。非常に心に重苦しいものを感じながら、皆さんの声をしっかり受け止め、地方自治の発展と町民福祉の向上や議会運営が民主的に行えるよう元より微力ではございますし、浅学非才な私でございますけれども、皆さんの深いご協力、そしてご指導・ご鞭撻の下で全うさせていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますけれどもごあいさつに代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（久田良平）

以上で副議長の選挙を終了します。

発議第3号

議長（久田良平）

ただいま17番新平悠紀夫君から発議第3号「志幸松栄議会運営委員辞任勧告に関する決議について」が追加提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更して直ぐに議題にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（久田良平）

異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第4 発議第3号「志幸松栄議会運営委員辞任勧告に関する決議について」を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、志幸松栄君の退場を求めます。

（11番 志幸松栄議員 退場）

提案理由の説明

議長（久田良平）

提案理由の説明を求めます。17番新平悠紀夫君。

17番（新平悠紀夫）

発議第3号「志幸松栄議会運営委員辞任勧告に関する決議」について説明させていただきます。志幸松栄議員に対し、次の理由により議会運営委員を辞任されることを勧告する決議案であります。

志幸議員は、平成21年第4回能登町議会定例会で無礼な言葉を使用し、威圧的な態度を取るなどで円滑な運営を妨げ、当時の議長から注意を受けた経緯があります。

更には皆さんの記憶に新しい本年第1回能登町議会臨時会に先立つ議員全員協議会、並びにその後の議員懇談会においてはそれが顕著で、発言の機会を遵守しないばかりか、他の議員の発言をも妨害しております。このように合理的、能率的な審議への協力性の乏しい姿勢は、町民全体の代表者としての品位を疑うとともに、将来の議員候補者を失望させることにも繋がりがねません。

信頼と融和を図ろうとしない志幸議員が、議会を円滑に効率的に運営するために置かれる議会運営委員会に、今後においても留まれば、能登町議会の正常な議会運営は到底期待出来ません。

よって、志幸議員には議会運営委員を辞任されることを勧告するものであり、議員各位のご賛同を賜りますよう宜しくお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（久田良平）

以上で提案理由の説明が終わりました。ただいま、除斥されています志幸松栄君から、地方自治法第117条ただし書きの規定によって、会議に出席して発言したいとの申し出があります。

お諮りします。志幸松栄君の会議に出席して発言したいとの申し出に同意することに賛成する諸君の挙手を求めます。

議長（久田良平）

挙手少数であります。

よって、志幸松栄君の申し出に同意しないことに決定しました。

志幸松栄君の入場を許します。

(1 1 番 志幸松栄議員 入場)

議長 (久田良平)

しばらく休憩します。

(午前 1 1 時 3 7 分)

議長 (久田良平)

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 1 1 時 3 9 分)

志幸松栄君の除斥を求めます。

(1 1 番 志幸松栄議員 退場)

議長 (久田良平)

お諮りします。

ただいま議題になりました発議第 3 号については、全体審議といたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 (久田良平)

異議なしと認めます。

よって発議第 3 号は、全体審議とすることに決定しました。

質 疑

議長 (久田良平)

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声)

議長 (久田良平)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

議長 (久田良平)

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声)

議長 (久田良平)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

**採 決
発議第 3 号**

議長 (久田良平)

これより、発議第 3 号「志幸松栄議会運営委員辞任勧告に関する決議について」を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (久田良平)

起立全員であります。

よって、発議第 3 号は可決されました。ここで、11 番志幸松栄君の入場を許します。

(11 番 志幸松栄議員 入場)
会議録署名議員の補充指名

議長 (久田良平)

今期定例会第 1 日に会議録署名議員に指名いたしました志幸松栄君が、本日の会議において除斥となり退場いたしました。

お諮りします。「会議録署名議員の補充指名」を日程に追加し、追加日程第 5 として、日程の順序を変更して直ちに議題にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 (久田良平)

異議なしと認めます。

よって、「会議録署名議員の補充指名」を日程に追加し、追加日程第5として、日程の順序を変更して直ちに議第とすることに決定しました。

追加日程第5「会議録署名議員の補充指名」を行います。補充する会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、14番鍛冶谷眞一君を補充指名いたします。

閉会中の継続審査の件

議長（久田良平）

日程第20「常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続審査の件」を議題とします。

総務常任委員会をはじめとする、3常任委員長、及び特別委員長から目下、各委員会で調査・審査中の事項について、また、議会運営委員長から、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（久田良平）

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

閉会のあいさつ

議長（久田良平）

以上で、本定例会に付議された議件は全部終了いたしました。

ここで、持木町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長持木一茂君。

町長（持木一茂）

平成23年能登町議会第2回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、今回提出しました案件に対し、熱心なご審議を賜り、いずれも、原案どおり可決いただきまして誠にありがとうございました。

さて、今回の人事案件でもご説明いたしましたが、本年5月31日をもって退職されました高木正年氏には、平成21年4月より監査委員として、洗練された経済観念により、常に簡素で効率的な財政運営を基本とした会計指導を行われ、町の健全財政にご尽力いただきました。ここに改めて感謝申し上げます。

また、今回の補正予算でも計上させていただきました東日本大震災関連の被災者支援につきましても、引き続き取り組んで参りますので、議員の皆様には、今後ともご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

本日は、ありがとうございました。

閉議・閉会

議長（久田良平）

これをもちまして、平成23年第2回能登町議会定例会を閉会いたします。

（「はい議長」と発言を求める声）

議長（久田良平）

志幸議員。これは志幸議員の方からそういう色んなものが出ておりませんので、それは許可できませんので閉会いたします。

平成23年第2回能登町議会定例会を閉会いたします。皆様、7日間にわたり大変ご苦労さまでした。

閉会（午前11時45分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成23年6月15日

能登町議会議長 久田良平

会議録署名議員 志幸松栄

会議録署名議員 山岸昭夫

会議録署名議員 鍛冶谷眞一